



令和6年度 第1回鳥取市男女共同参画審議会

日 時 令和6年7月12日(金)  
午後1時30分～午後3時00分  
場 所 鳥取市役所本庁舎6階 6-7会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議題

- (1) 「第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」の令和5年度の実施状況について (P4～6)
- (2) 男女共同参画・女性活躍推進に関する令和6年度の取組について (P7)
- (3) 男女共同参画に関する意識調査について (P8～10)
- (4) その他

4 閉 会

(別紙)

**【資料一覧】**

- 資料1 令和5年度 数値目標の達成状況
- 資料2 第4次プラン令和5年度実施状況
- 資料3 令和5年度女性デジタル人材育成事業
- 資料4 令和6年度女性応援つながりサポート事業
- 資料5 令和5年度啓発パネル「家事シェア」
- 資料6 令和5年度かがやき企業の認定について
- 資料7 令和元年度市民意識調査、令和元年度企業意識調査
- 資料8 令和5年度男女共同参画学生アンケート結果
- 資料9 国 女性版骨太の方針2024 説明資料

## 鳥取市男女共同参画審議会委員

令和4年8月1日～令和6年7月31日

No.	役職	所属団体・役員名等	氏名
1	会長	鳥取市男女共同参画登録団体連絡会会員 (鳥取県退職者公務員連盟)	徳田 純子
2	副会長	公 募	福田 克彦
3	委員	部落解放同盟鳥取市協議会女性部 副部長	山崎 久美子
4	委員	鳥取市小学校長会 (青谷小学校長)	浅井 寛恵
5	委員	Tottori Mama's 代表	中井 みずほ
6	委員	鳥取大学地域学部	清水 愛結
7	委員	鳥取商工会議所 常議員 (山野商事(株)代表取締役)	嶋田 耕一
8	委員	連合鳥取東部地域協議会 副議長	田中 義昭
9	委員	前 鳥取県農業委員会女性協議会委員	山本 暁子
10	委員	鳥取市自治連合会 副会長	水田 憲夫
11	委員	鳥取市社会福祉協議会 事務局次長	前田 由美子
12	委員	鳥取市消防団女性分団 班長	安達 由紀
13	委員	鳥取労働局雇用環境・均等室 室長	岡田 節子
14	委員	鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局 女性応援課 課長補佐	澤田 稔
15	委員	公 募	森田 将悟
16	委員	公 募	眞木 真理

### 【事務局】

所 属	氏 名
人権政策局長	谷 口 恭 子
人権政策局男女共同参画課長	太 田 奈 津 美
人権政策局男女共同参画センター所長	安 本 哲 哉
人権政策局男女共同参画課 課長補佐	川 北 明 子
人権政策局男女共同参画課 主事	大 塩 茉 奈
経済観光部次長 兼経済・雇用戦略課長	渡 邊 大 輔
経済観光部経済・雇用戦略課 課長補佐	岩 崎 勝 紀
経済観光部経済・雇用戦略課 雇用政策係長	鈴 木 元 気

## 第4次かがやきプラン 令和5年度の実施状況

「第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」（計画期間：令和3年度～令和7年度）の3年目となる令和5年度の実施状況について報告します。

### 1 計画の体系

4つのテーマのもとに、9つの目標と8つの重点項目を設け、具体的な取組を進めています。また、その目標に対する効果を測るため、数値目標（資料1）を設定し進捗管理を実施しています。

### 2 取組に対する評価

令和5年度の実組は、全体として概ね順調。全77の具体的な取組のうち、「A:順調」（64）、「B:おおむね順調」（12）、「C:やや遅れている」（1）、「D:遅れている又は事業中止」（－）

### 3 取組状況 ○主なもの ★数値目標 ※各取組事業については資料2

#### A順調(64項目)

##### ○男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」講座や情報提供の充実（テーマ1）

輝なんせ鳥取講座 31 講座実施、図書貸出による情報提供 708 冊

★講座参加者数：507人(R1) → 672人(R5)

[目標(R7)：550人 ⇒見直し650人]

##### ○働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む「かがやき企業」のPR（テーマ2）

新規認定企業10社、PR用リーフレットの作成・配布

★「かがやき企業」認定社数：35社(R1)→ 55社(R5)

[目標(R7)：50社⇒見直し60社]

##### ○育児・介護を行う職員を支援する取組の推進（テーマ2） 特定事業主行動計画

手引きや手当シュミレーションシートの庁内掲示、男性職員の育児体験記の掲載

★市男性職員の育児休業取得率：34.8%(R1)→ 62.5%(R5) [目標(R7)：60%]

##### ○女性職員の管理職への積極的な登用（テーマ2） 特定事業主行動計画

★部長級・次長級に占める女性職員の割合：9.1%(R1)→ 14.6%(R5)

[目標(R7)：12.0%]

**○男女間の暴力を防ぐ啓発の取組（テーマ3）**

DV 予防啓発講座・研修会 3 回、市民集会第 2 分科会（テーマ DV 防止）開催

DV 防止庁内連絡調整会議 11 月開催、パープルライトアップ・支所ツリーの実施

**B おおむね順調(12 項目)**

**○女性職員の管理職への積極的な登用（テーマ2）**

★課長級に占める女性職員の割合：21.4%(R1)→ 23.4%(R5) [目標(R7)：30.0%]

**○防災活動への女性の参画（テーマ4）**

★防災会議における女性委員の割合：19.5%(R1)→ 20.5%(R5) [目標(R7)：24%]

★女性防災リーダーの人数：43 人(R1)→ 56 人(R5) [目標(R7)：60 人]

**C やや遅れている(1項目)**

**○市の政策・方針決定過程への女性の参画機会の確保（テーマ2）**

市審議会への女性委員の積極的選任を促す庁内通知、女性人材バンク新規登録 2 名

★市の審議会等における女性委員の割合：30.3%(R1)→ 30.8%(R5)

[目標：40%(R7)]

#### 4 テーマ別中間総括(進捗状況)

	A 順調	B おおむね順調	C やや遅れている	D 遅れている中止	項目数計
テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり (14項目)					
目標1 男女共同参画への理解促進	7	-	-	-	7
目標2 子どもの頃からの男女平等の推進	6	1	-	-	7
テーマ2 男女がともに活躍できる環境づくり (17項目)					
目標3 働く場における女性の活躍推進	6	8	-	-	14
目標4 地域・社会活動における男女共同参画の推進	1	1	1	-	3
テーマ3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶 (17項目)					
目標5 男女間暴力の発生を防ぐ環境整備	8	-	-	-	8
目標6 被害者に対する支援の推進	9	-	-	-	9
テーマ4 安全・安心に暮らせる社会づくり (29項目)					
目標7 乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援	4	-	-	-	4
目標8 だれもが安心して暮らせるまちづくり	21	1	-	-	22
目標9 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進	2	1-	-	-	3
評価別計	64	12	1		77

##### テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

14項目中、A：13項目（93%）、B：1項目（7%）であり、男女共同参画への理解促進や男女平等の意識醸成に関する啓発は順調に取り組んでいる。

##### テーマ2 男女がともに活躍できる環境づくり

17項目中、A：7項目（41%）、B：9項目（53%）、C：1項目（6%）であり、職場における女性の活躍推進の取組を着実に進めているところ、企業の理解は深まっているがより取組を進めていく。地域・社会活動における様々な意思決定の場で女性の参画が進むよう、女性の人材育成等さらなる取組が必要。

##### テーマ3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

17項目中、A：17項目（100%）と、DV防止への啓発や被害者支援への取組を着実に進めている。

##### テーマ4 安全・安心に暮らせる社会づくり

29項目中、A：27項目（93%）、B：2項目（7%）であり、健康で安心して暮らせるための取組については各種計画のもと順調に取り組まれている。また、男女共同参画の視点に立った防災活動の推進についても順調に取り組んでいる。

## 男女共同参画・女性活躍推進に関する令和6年度の主な取組

かがやきプランに掲げる目標達成に向けて、引き続き取組を進めていきます。

### 1 男女共同参画に関する市民意識調査の実施【5年ごと】

第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン(2026-2030)策定の資料とするため、市民・企業を対象とした男女共同参画意識調査を11月実施予定。市民2,000人、企業500社

### 2 次期男女共同参画プラン策定に向けた検討

意識調査から現状・課題を把握し、国・県における男女共同参画施策の動向、また第12次総合計画の基本的方向性を踏まえながら、「第5次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」の基本的考え方について検討を始める。

### 3 官民連携女性活躍推進セミナーの開催【新規】 予算額 20万円

鳥取銀行との共催により企業向け女性活躍推進セミナーを開催。内容は、男性の育休取得促進や女性の仕事と家庭の両立のための職場風土づくり、労働環境整備に向けた企業の意識改革、育児・介護に理解のあるイクボスの育成を図り、女性活躍につなげる。

令和6年10月10日(木) とりぎん文化会館にて開催

### 4 女性のデジタル人材の育成事業 予算額 180万円・・・資料3

令和5年度からの継続事業。民間団体に事業委託。

昨年度デジタルスキル講座を計4回実施、参加人数延べ102名。参加者のPCスキルレベルに幅があったことから、今年度は2コースを設け選択可能とし、人材のすそ野を広げる。

①PC初心者向け基礎的デジタルスキルコース (ハイブリッド開催) R6.8~9月

②Webデザインスキルコース (オンラインのみ) R6.9~10月

県「リモートワーカー育成実践事業」や市経済・雇用担当課が取り組む「リモートワーカー外部人材活用補助事業」と連携し、受講者のスキルアップおよび就労支援に繋げる。

### 5 女性応援つながりサポート相談事業【新規】 予算額 90万円・・・資料4

民間団体の知見を活用。不安を抱えている女性を支援し、社会との絆やつながりを回復することを目的に、相談ができる機会や居場所を提供し話を聞くことで、悩みや孤独・孤立の解消に繋げていく。事業の一部は男女共同参画センターを利用する。

市民意識調査 変更点

★…現行プランに概要として調査結果を掲載している問い

令和元年度	令和6年度
<b>I 男女共同参画・男女平等</b>	<b>I 男女共同参画・男女平等</b>
問1 固定的な男女の役割分担意識(男は仕事、女は家庭)について ★	問1 固定的な男女の役割分担意識(男は仕事、女は家庭)について ★
問2 家庭での役割、家事・育児・介護に費やす一日あたりの時間	問2 家庭での役割、家事・育児・介護に費やす一日あたりの時間
問3「男の子は男らしく、女の子は女らしく」という育て方への考え方	問3性別による「らしさ」、結婚観、子どもを持つこと等への考え方(項目立て)
問4 結婚観について	問3に統合
問5 各分野における男女の地位は平等となっているか ★	問4 各分野における男女の地位は平等となっているか ★
問6 女性の人権尊重について	削除(他の質問と重複)
問7 女性の管理職が少ない理由について	⇒「Ⅲ女性の就業と労働環境」に移動
問8 女性の議員が少ない理由について	問5 女性の議員が少ない理由について
問9 10年前と比較する男女平等の進展について ★	問6 10年前と比較する男女平等の進展について ★
問 10 男女平等社会の実現に向けて重要なこと	問7 男女平等社会の実現に向けて重要なこと
<b>II 地域・社会</b>	<b>II 地域・社会(意思決定の場への女性参画)</b>
問 11 現在、参加している地域・社会活動	問8 現在、参加している地域・社会活動
問 12 女性が地域・社会活動に参加することについて	問9 女性が地域の意思決定の場に参加することについて
問 13 女性が地域・社会活動に参加するために必要なこと	問 10 女性が地域・社会活動に参加するために必要なこと
問 14 男女共同参画の視点で防災・災害対策、避難所運営に必要なこと	問 11 男女共同参画の視点で防災・災害対策、避難所運営に必要なこと
<b>III 女性の就業と労働環境</b>	<b>III 女性の就業と労働環境</b>
問 15 女性が職業を持つことについて	問 12 女性が職業を持つことについて
問 16 女性が仕事を続けていくうえで支障となっていること ★	問 13 女性が仕事を続けていくうえで負担となっていること ★
問 17 女性が仕事を続けていくために必要な制度や取組	問 14 女性が仕事を続けていくために必要な制度や取組
問 18 (就労者に)女性が仕事を続けていくうえで不利だと思うこと (問7 女性の管理職が少ない理由について)	問 15 (就労者に)女性が仕事を続けていくため職場に改善を求めること
問 19 (自営業主・家族従業員に)現在の職場の状況について	問 16 女性の管理職が少ない理由について
問 17 (自営業主・家族従業員に)現在の職場の状況について	問 17 (自営業主・家族従業員に)現在の職場の状況について
<b>IV 家庭生活(子育て、介護等)</b>	<b>IV 家庭生活(子育て、介護等)</b>
問 20 自身が育児休業、介護休業を取得したいか	問 18 自身が育児休業、介護休業を取得したいか
問 21 育児休業、介護休業を利用する場合の問題点	問 19 育児休業、介護休業を利用する場合の問題点
—	問 20 男性が育児・介護休業を取ることに対する考え
問 22 自身が介護されるとき介護者は誰になると思うか	問 21 自身が介護されるとき介護者は誰になると思うか
問 23 家族の介護、子育てを女性が担うことについて ★	問 22 家族の介護、子育てを女性が担うことについて ★
問 24 自身が今、不安なこと、気にかかっていること	問 23 自身が今、不安なこと、気にかかっていること 選択しに「現在の経済状態」を追加

地域活動への参加状況に加え、女性が地域の意思決定の場に参画することに対する意識

今、就労者が職場に求めていること

男性が育児休業を取得することへの意識【新規】

「困難な問題を抱える女性への支援法」の施行に伴い、経済的困難の現状を選択しに追加

市民意識調査 変更点

令和元年度	令和6年度	
問 25 自身が生きがいを感じる事	問 24 自身の健康状態について 保つため高めるためにやりたいこと	継続して働くため健康課題への取組が重要。(骨太方針) 市民の健康意識について
V 配偶者、恋人などからの暴力	V 配偶者、恋人などからの暴力	
問 26 DV、セクハラ、ストーカー行為についての経験・認知 ★	問 25 DV、セクハラ、ストーカー行為についての経験・認知 ★	DV被害者支援のため、行政に求めること
問 27 DV、セクハラをなくすために重要なこと	問 26 DVをなくすため、被害者支援のために必要なこと	
問 28 メディアにおける性や暴力の表現について	削除	相談に行きやすい窓口とするため求めること(新規)
問 29 DVについての相談窓口の認知	問 27 DVについての相談窓口の認知	
-	問 28 相談窓口に望むこと配慮してほしいこと	
VI ワーク・ライフ・バランス	VI ワーク・ライフ・バランス	
問 30 ワーク・ライフ・バランスの言葉の認知	削除	
問 31 仕事、家庭、プライベートの優先度について現実と希望	問 29 仕事、家庭、プライベートの優先度について現実と希望	
問 32 仕事、家庭、プライベートの時間バランスの今後の希望について	削除(問29と重複)	
問 33 ワーク・ライフ・バランス推進への問題点(自由記載)	問 30 ワーク・ライフ・バランス推進への問題点(自由記載)	
VII 男女共同参画推進に関する施策	VII 男女共同参画推進に関する施策	
問 34 鳥取市が実施する男女共同参画に関する各種施策の認知	問 31 鳥取市が実施する男女共同参画に関する各種施策の認知	センターの利用経験や知ったきっかけについて(新規)
-	問 32 男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」の利用について	
問 35 鳥取市が今後特に取り組むべき施策	問 33 鳥取市が今後特に取り組むべき施策	
問 36 学校教育の場で特に取り組むべきこと	削除	
問 37 男女共同参画を進めるためにすべきこと(自由記載)	問 34 男女共同参画を進めるためにすべきこと(自由記載)	
属性	属性	
【性別】1男性 2女性	【性別】1男性 2女性 3回答しない	
【満年齢】1.18-19歳 2.20-29歳 3.30-39歳 4.40-49歳 5.50-59歳 6.60-69歳 7.70歳以上	【年代】1.10代 2.20代 3.30代 4.40代 5.50代 6.60代 7.70代 8.80歳以上	
【主たる職業】1自営業主 2家族従業員 3フルタイムの勤め人(正規) 4フルタイムの勤め人(非正規) 5パートタイムの勤め人 6無職 7その他	【主たる職業】1自営業主 2家族従業員 3フルタイムの勤め人(正規) 4フルタイムの勤め人(非正規) 5パートタイムの勤め人 6家事専業 7学生 8無職 9その他	
【配偶者の有無】1未婚 2仕事を持つ配偶者有り 3無職の配偶者有り 4離別・死別	【配偶者の有無】1未婚 2仕事を持つ配偶者有り 3無職の配偶者有り 4離別・死別 ※配偶者に事実婚・パートナー含む	
【家族構成】1単身 2一世代世帯 3二世帯世帯 4三世帯世帯 5その他の世帯	【家族構成】1単身 2一世代世帯 3二世帯世帯 4三世帯世帯 5その他の世帯	
(家族構成3, 4と回答)【一番下の子、孫の状況】1未就学児で幼稚園等通っていない 2幼稚園等に通っている 3小学校 4中学校 5高校生 6それ以上	(家族構成3, 4と回答)【一番下の子、孫の状況】1未就学児で幼稚園等通っていない 2幼稚園等に通っている 3小学校 4中学校 5高校生 6それ以上	
-	【介護】日常的な介護の有無(別居含む) 1いる 2いない (追加)	

## 企業意識調査 変更点

★…現行プランに概要として調査結果を掲載している問い

令和元年度	令和6年度	
はじめに	はじめに	
業種	業種	
従業員の雇用形態(男女別):正社員・非正社員・臨時雇用・派遣社員	従業員の雇用形態(男女別):正社員・非正社員・臨時雇用・派遣社員	
役員・管理職数(男女別):役員・管理職	役員・管理職数(男女別):役員・管理職(係長相当・課長級以上)	
<b>I 男女共同参画の職場とするための積極的な改善について</b>	<b>I 男女共同参画の職場とするための積極的な改善「ポジティブ・アクション」について</b>	「男女の賃金差異」の取組について
問1 改善に取り組んでいるもの、その効果、きっかけ、今後取り組む予定	問1 改善に取り組んでいるもの、その効果、きっかけ、今後取り組む予定	
問2 男女共同参画に関する研修の実施状況 ★	問2 女性の人材育成のための取組 ★	
問3 女性の能力を積極的に開発向上するための機会の設定 ★	問2に統合	
問4 女性の登用を推進するうえでの問題点 ★	問3 女性の登用を推進するうえでの問題点 ★	
-	問4 女性活躍推進法における一般事業主行動計画の策定状況	
<b>II 育児・介護休業制度について</b>	<b>II 育児・介護休業制度について</b>	育児介護休業の取得向上に向けた課題(新規)
問5 育児休業制度の利用状況	問5 育児休業制度の利用状況	
問6 介護休業制度の利用状況	問6 介護休業制度の利用状況	
-	問7 従業員が育児介護休業を取得するうえでの課題	
-	問8 法改正や新設制度の認知	
<b>III セクシュアル・ハラスメントなどについて</b>	<b>III ハラスメントの防止対策について</b>	企業のパワハラ・セクハラ・マタハラへの取組状況
問7 セクシュアル・ハラスメント防止のための方針の文書化	問9 ハラスメント防止のための方針の文書化	
問8 セクシュアル・ハラスメント防止のための対策の実施状況	問10 ハラスメント防止のための対策の実施状況	
問9 セクシュアル・ハラスメントに対応する相談員の配置	問10に統合	
<b>IV ワーク・ライフ・バランスについて</b>	<b>IV ワーク・ライフ・バランスについて</b>	企業が取り組む従業員の健康課題への対応状況について(新規)
問 10 ワーク・ライフ・バランスの認知	問 11 ワーク・ライフ・バランスの認知	
問 11 ワーク・ライフ・バランスを企業で推進していくことの必要性	問 12 ワーク・ライフ・バランスを企業で推進していくことの必要性	
問 12 ワーク・ライフ・バランスの取組について	問 13 ワーク・ライフ・バランスの取組について	
問 13 ワーク・ライフ・バランス推進の効果について	問 14 ワーク・ライフ・バランス推進の効果について	
問 14 各種取組・制度の実施状況	問 15 各種取組・制度の実施状況	
問 15 ワーク・ライフ・バランスを推進するうえでの問題点について(自由記載)	問 16 ワーク・ライフ・バランスを推進するうえでの問題点について(自由記載)	
-	問 17 従業員の健康課題に関する取組	
<b>V 男女共同参画推進に関する意見</b>	<b>V 男女共同参画推進に関する意見</b>	
問16 男女共同参画を推進するために取り組むべきこと(自由記載)	問18 男女共同参画を推進するために取り組むべきこと(自由記載)	

設定項目	基準値	各年度実績数値					目標値	担当課	経年調査
	R元	R2	R3	R4	R5	R7			
<b>テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり</b>									
1	性別による固定的役割分担意識について「男は仕事、女は家庭」という考え方を否定する割合(%)	55.6	-	-	-	-	70	男女共同参画課	市民意識調査
2	社会生活全体において、男女の地位が平等であると考える割合(%)	15.7	-	-	-	-	30	男女共同参画課	市民意識調査
3	男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」による男女共同参画に関する啓発講座の参加者数(人)	507	399	448	651	672	650	男女共同参画課	実績照会
4	自分にはよいところがあると思う児童(小学生)の割合(%)	80.5	-	75.6	78.5	83.0	86	学校教育課	学力・学習調査
5	自分にはよいところがあると思う生徒(中学生)の割合(%)	75.5	-	75.3	76.6	80.4	80	学校教育課	学力・学習調査
6	生涯学習講座の参加者の満足度(%)	83.0	74.0	83.3	92.0	85.0	90	生涯・学習スポーツ課	実績照会
<b>テーマ2 男女がともに活躍できる環境づくり・・・「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画</b>									
7	鳥取市「かがやき企業」認定企業数(社)	35	36	44	45	55	60	男女共同参画課	実績照会
8	市職員の男性の育児休業取得率(%)	34.8	27.3	40.0	62.0	62.5	60	職員課	特定事業主行動計画
9	家事・育児・介護をしている時間の合計が1日あたり2時間以上の割合(%)【男性】	6.9	-	-	-	-	男女同率	男女共同参画課	市民意識調査
10	家事・育児・介護をしている時間の合計が1日あたり2時間以上の割合(%)【女性】	56.0	-	-	-	-	男女同率	男女共同参画課	市民意識調査
11	管理的職業従事者(係長級以上)に占める女性割合(%)【従業員10人以上の企業】	20.7	-	-	-	20.0	30	経済・雇用戦略課	基幹統計調査
12	管理的職業従事者(係長級以上)に占める女性割合(%)【従業員100人以上の企業】	21.3	-	-	-	20.0	30	経済・雇用戦略課	基幹統計調査
13	【部長級・次長級】市職員の各役職段階に占める女性の割合(%)	9.1	9.4	11.8	14.3	14.6	12	職員課	特定事業主行動計画
14	【課長級】市職員の各役職段階に占める女性の割合(%)	21.4	26.9	20.9	22.2	23.4	30	職員課	特定事業主行動計画
15	家族経営協定締結農家数(戸)	25	24	25	27	27	40	農政企画課	実績照会
16	市の審議会等における女性委員の割合(%)	30.3	30.7	31.5	31.0	30.8	40	職員課	実績照会
17	自治会長(町内会長)に占める女性の割合(%)	4.7	5.9	4.8	5.2	4.1	10	協働推進課	実績照会
<b>テーマ3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶・・・「DV防止法」に定める市町村推進計画</b>									
18	過去1年間にDVを受けたことがあると答えた人の割合(%)	8.3	-	-	-	-	0.0	男女共同参画課	市民意識調査
19	DVについての相談機関を知っている人の割合(%)	76.9	-	-	-	-	100	男女共同参画課	市民意識調査
<b>テーマ4 安全・安心に暮らせる社会づくり</b>									
20	健康寿命【男性】※日常生活に制限のない期間	82.6	82.6	82.6	83.1	83.1	延伸	健康づくり推進課	実績照会
21	健康寿命【女性】※日常生活に制限のない期間	85.8	86.1	86.0	86.7	86.3	延伸	健康づくり推進課	実績照会
22	運動習慣のある人の割合(%)【男性】	19.3	-	-	-	-	25	健康づくり推進課	市民元気プラン
23	運動習慣のある人の割合(%)【女性】	16.1	-	-	-	-	25	健康づくり推進課	市民元気プラン
24	がん検診受診率(%)【胃がん】	35.9	30.8	31.4	35.5	33.0	50	健康づくり推進課	実績照会
25	がん検診受診率(%)【肺がん】	35.5	30.9	31.0	34.4	32.5	50	健康づくり推進課	実績照会
26	がん検診受診率(%)【大腸がん】	38.0	32.6	33.5	37.1	34.7	50	健康づくり推進課	実績照会
27	がん検診受診率(%)【子宮がん】	61.2	59.8	59.5	71.3	70.1	50	健康づくり推進課	実績照会
28	がん検診受診率(%)【乳がん】	57.2	52.6	48.9	61.1	58.6	50	健康づくり推進課	実績照会
29	地域の各種団体関係者で話し合う場の設置数(か所)	7	3	10	10	14	16	長寿社会課	実績照会
30	年度中途(10月時点)の保育所等の待機児童数(人)	20	20	26	7	5	解消	幼児保育課	実績照会
31	病児・病後児保育設置か所数(か所)	5	6	6	7	7	7	幼児保育課	実績照会
32	鳥取市防災会議における女性委員の割合(%)	19.5	20.0	22.5	22.5	20.5	24	危機管理課	実績照会
33	女性防災リーダーの人数(人)	43	40	56	53	56	60	危機管理課	実績照会

テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

【目標1】男女共同参画への理解促進

※ 令和5年度の進捗状況について A...実績が8割以上のもの、B...実績が5割以上のもの、C...実績が5割未満のもの、D...事業中止又は見直したものの

取組項目	具体的な取組	内容	担当課	令和5年度の主な取組事業	令和5年度の取組実績	進捗状況	令和6年度の実施予定事業
1	男女共同参画に関する理解と共感を高めるための普及啓発活動	LINE等を活用したアンケート調査を実施するなど、男女共同参画社会の実現に向けて若い世代の意見を取り入れるとともに、学生などによる意見交換会を実施し、男女共同参画の意識啓発を図ります。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生対象ネットアンケートの実施</li> <li>出前講座の実施</li> <li>啓発パネルの作成・展示等（資料5）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「若年層」の男女共同参画意識や考え方を把握することを目的に、インターネットを活用したアンケートを実施。対象：鳥取大学・環境大学・城北高校・青翔開智高校の学生 回答375人</li> <li>企業団体、地区へ出向き出前講座の実施。</li> <li>市の男女共同参画週間に合わせ、「家事シェア」啓発パネルを作成、全総合支所に配布し掲示。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画に関する市民意識調査の実施</li> <li>出前講座の実施（地区、団体、学校など）</li> <li>啓発パネルの作成・展示等</li> </ul>
			政策企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>とっとり若者地方創生会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>24回</li> <li>とっとり若者地方創生会議の委員が男女共同参画審議会委員に就任し、審議に参画いただくとともに若い世代の意見を取り入れている。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>15回予定</li> <li>とっとり若者地方創生会議の委員が男女共同参画審議会委員に就任しており、令和6年度においても引き続き、審議に参画いただくとともに、若い世代の意見を取り入れていく予定としている。</li> </ul>
	鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」講座や情報提供の充実	男女共同参画に関する理解と共感を高めるため、ニーズに沿った講座の開催による啓発促進や、図書の貸し出しなどによる情報提供の充実を図ります。	男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>輝なんせ鳥取講座の実施</li> <li>麒麟のまち連携講座の実施</li> <li>機関紙「輝なんせ鳥取」による情報発信</li> <li>啓発図書の購入及び貸し出し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4次かやきプランの取組内容を中心に啓発講座を実施。31講座、参加者672名</li> <li>オンラインによる連携講座の実施。CATV収録・放映の実施（2講座、延べ1町）</li> <li>機関紙「輝なんせ鳥取」2回発行</li> <li>図書の貸し出しによる情報提供（延べ364名、708冊）</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>輝なんせ鳥取講座の実施</li> <li>麒麟のまち連携講座の実施</li> <li>機関紙「輝なんせ鳥取」による情報発信</li> <li>啓発図書の購入及び貸し出し</li> </ul>
2	男女共同参画に関する地域活動や社会活動をおこなっている団体への支援	男女共同参画の視点に立った研修や普及・啓発活動を行う団体等への支援を行います。	男女共同参画課 男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>女と男とのハーモニーフェスタの開催</li> <li>男女共同参画登録団体連絡会交流会の実施</li> <li>男女共同参画登録団体活動補助金の交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女と男とのハーモニーフェスタ 日時：令和5年10月1日（日）11：00～ 場所：丸由百貨店5階、屋上 参加人数500名</li> <li>男女共同参画登録団体連絡会による、市長との懇談会、麒麟のまち圏域女性団体交流会の実施</li> <li>男女共同参画登録団体活動補助金 11団体14事業</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>女と男とのハーモニーフェスタ開催 日時：令和6年10月6日（日）11：00～ 場所：県民ふれあい会館</li> <li>男女共同参画登録団体連絡会交流会</li> <li>男女共同参画登録団体活動補助金（10団体13事業を予定）</li> </ul>
3	【重点項目】男女共同参画の視点でのメディア・リテラシーの向上	学校教育や社会教育を通じて、インターネットを始め、さまざまなメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報の正・誤を見極めて活用できる能力の育成を図ります。	総合教育センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>小・中・義務教育学校の授業等での学習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【情報モラル教育推進事業】21校22回実施</li> <li>講師を招聘し、児童生徒が学習、保護者対象研修会の実施</li> <li>全小・中・義務教育学校において、社会科や道徳、学級活動等の時間を中心に学習し、保護者等へは参観日での授業公開で啓発を実施</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報モラル教育推進事業</li> </ul>
			生涯学習・スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> <li>青少年育成鳥取県民会議との連携と啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>若桜街道で開催の土曜夜市（7/29）や、ガイナレーの試合など青少年が集う場所で、青少年育成鳥取県民会議と連携し、啓発うちわ「とりのからあげ」を配布し、青少年への啓発を実施</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>青少年育成鳥取市市民会議において、青少年育成鳥取県民会議と連携し啓発を行う。</li> </ul>
	鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」講座の充実	メディア・リテラシーをテーマとした講座を開催し、広く市民等へ周知を図ります。	男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>メディア・リテラシー向上につながる講座の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輝なんせ鳥取講座の実施 日時：6月18日 10時～11時30分 テーマ：～メディア・リテラシーってなんだろう？ジェンダーの視点からも考える～ 講師：天坂真理さん（FM鳥取パーソナリティ） 参加者：25名</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>メディア・リテラシー向上につながる講座の実施</li> </ul>

【目標2】子どもの頃からの男女平等の推進

※ 令和5年度の進捗状況について A... 実績が8割以上のもの、B... 実績が5割以上のもの、C... 実績が5割未満のもの、D... 事業中止又は見直したのもの

取組項目	具体的な取組	内容	担当課	令和5年度の主な取組事業	令和5年度の実績	進捗状況	令和6年度の実施予定事業	
1	家庭、学校、地域が連携し、性別による固定的役割分担意識にとらわれず個性を伸ばす施策の実施	園児や児童等の保護者に対する意識啓発	男女共同参画の視点に立った家庭教育及び学習を推進するため、保育園や幼稚園、小・中学校PTA連合会などを通じて、園児や児童の保護者に対する意識醸成を図ります。	幼児保育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権に配慮した保育の実施</li> <li>保護者研修会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の姿や子ども同士のかかわりを大事にし、人権に配慮した保育を実施</li> <li>固定的性別役割分担意識にとらわれず個性を伸ばすため、保護者研修会を各園で実施</li> </ul>	B	・固定的役割分担意識にとらわれず個性を伸ばすための保育、保護者研修会の実施
				総合教育センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校保護者への啓発資料等配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取市Smileプロジェクトとして、鳥取市Smile月間(いじめ防止等強調月間)に全児童生徒へ、いじめ防止リーフレットを配布。リーフレットの持ち帰りを通じて、一人ひとりの個性を大切にすることについて児童生徒及び保護者への啓発を実施</li> </ul>	A	・鳥取市Smileプロジェクト
				生涯学習・スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子育て・親育ち講座」の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て親育ち講座の開催 43小学校(1,372人)小学校入学前講座として新一年生の保護者を対象に「入学前説明会」等を活用して開催</li> </ul>	A	・子育て親育ち講座の開催 43小学校、保育園等
				男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>家事シェアワークショップ(市民自主企画事業)</li> <li>地区人権研修会へ人権教育推進員を派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの頃から家事への関心を高めることを目的に、小学校等で家庭内の家事について考えるワークショップを開催、親子で参加</li> <li>地区PTA研修会等へ人権教育推進員を派遣 9件</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民自主企画事業</li> <li>地区人権研修会へ人権教育推進員を派遣</li> </ul>
2	【重点項目】子どもの頃から各世代にわたっての男女平等を推進する教育・学習の実施	小・中学校等において、人権尊重を基盤とする男女平等意識の形成に向けた教育・学習を推進します。	総合教育センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権学習の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全小・中・義務教育学校において、人権教育全体計画及び年間指導計画を作成し、社会科や道徳、学級活動等の時間を中心に学習指導要領に基づいた学習を行った。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>全小・中・義務教育学校において、人権教育全体計画及び年間指導計画を作成し、社会科や道徳、学級活動等の時間を中心に学習指導要領に基づいた学習を行う。</li> </ul>	
			生涯学習・スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民大学の開講</li> <li>地区公民館生涯学習事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>麒麟のまちアカデミー教養コース産前産後のリラックス(4回)参加者18人</li> <li>各地区公民館生涯学習事業で男女平等を推進する講座を開催</li> <li>延べ39回(子育てサロン、男の料理教室等)参加者1,256人</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>麒麟のまちアカデミー 教養コース</li> <li>各地区公民館生涯学習事業で男女平等を推進する講座を開催</li> </ul>	
			男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>輝なんせ鳥取講座として「男女共同参画基礎講座」を開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民向け講座として男女共同参画センター輝なんせ鳥取講座にて「男女共同参画基礎講座」を3回開催</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>輝なんせ鳥取講座として「男女共同参画基礎講座」を開催</li> </ul>	

テーマ2 男女がともに活躍できる環境づくり

【目標3】働く場における女性の活躍推進

\* 令和5年度の進捗状況について A...実績が8割以上のもの、B...実績が5割以上のもの、C...実績が5割未満のもの、D...事業中止又は見直したものと

取組項目	具体的な取組	内容	担当課	令和5年度の主な取組事業	令和5年度の主な取組実績	進捗状況	令和6年度の実施予定事業
1	ワーク・ライフ・バランスの理解と取組の推進	働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業のPR	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>かがやき企業認定事業及び企業訪問</li> <li>認定かがやき企業の周知PR</li> <li>男性職員の育休取得の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定されていない企業を訪問し、制度内容等を説明、また申請手続を簡素化し新規認定に繋げた。新規認定企業10社</li> <li>認定企業を市報やHP、男女共同参画センター機関紙等で紹介。好事例となる企業を取り上げたリーフレットを作成し配布</li> <li>男性職員の育休体験記をセンターに掲示</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>かがやき企業認定事業及び企業訪問</li> <li>認定かがやき企業の周知PR</li> <li>男性職員の育休取得の周知</li> </ul>
	商工会議所や商工会等と連携した取組の推進	市内企業に対して、商工会議所や商工会などと連携し、ワーク・ライフ・バランスの理解促進や働きやすい職場環境づくりを推進する取組を行います。	経済・雇用戦略課	<ul style="list-style-type: none"> <li>働き方キャリア支援員による企業訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工会議所と連携し、人材育成等による生産性の向上、働きやすい職場環境の整備等による働き方改革など、魅力ある雇用の場の創出に向けた取組について、働き方キャリア支援員が企業訪問をし、働きかけた。訪問件数58社</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工会議所及び商工会と連携して、市内企業へ働き方改革の意義や制度の周知を図り、働きやすい職場環境づくりを推進する。</li> </ul>
2	ライフステージに応じた育児・介護支援の充実	本市の事業主行動計画を策定し、育児や介護を行う職員を支援する取組の推進	職員課	<ul style="list-style-type: none"> <li>「育児・介護支援の手引き」庁内ライブラリ掲載</li> <li>家事・育児の職員体験記掲載</li> <li>育休時の手当のシュミレーションシートの庁内掲示板掲載</li> <li>育休対象者への啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「育児・介護支援の手引き」庁内ライブラリ掲載</li> <li>家事・育児の職員体験記を庁内掲示（随時）</li> <li>育休時の手当のシュミレーションシートを庁内掲示板に掲載</li> <li>配偶者が出産予定の男性職員とその所属長に対して育休の啓発資料を配布</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>「育児・介護支援の手引き」庁内掲載</li> <li>家事・育児の職員体験記を庁内掲示（随時）</li> <li>育休時の手当のシュミレーションシートの周知</li> <li>育休対象者への啓発</li> <li>「育児プランシート」をの庁内掲載【新規】</li> </ul>
3	【重点項目】男性の家事・育児・介護への参画促進	男性が家事・育児・介護へ積極的に参画している体験記や、市内企業における先進事例や好事例などを広く紹介するとともに、経営トップのメッセージを発信する取組を進める。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定かがやき企業の周知PR</li> <li>男性職員の育休取得の周知</li> <li>啓発パネルの作成（資料5）</li> <li>家事シェアワークショップ（市民自主企画事業）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男性育休取得向上に取り組む企業の先進事例をリーフレットを作成し配布、HP等で周知</li> <li>男性職員の育休体験記をセンターに掲示</li> <li>「家事シェア（名もなき家事）」啓発パネルを作成、各総合支所に配布し掲示</li> <li>小学校等で親子で参加するワークショップを開催し、男性が家事について考える機会を提供</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定かがやき企業の周知PR</li> <li>男性職員の育休取得の周知</li> <li>啓発パネルの作成</li> </ul>
			経済・雇用戦略課	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性活躍セミナーの開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内企業を対象に、男性の育児休業取得促進、年取の壁対策の解説などの内容を含んだ、女性活躍セミナーを開催。参加者：12社18名</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>働き方改革セミナー等を通じて、女性活躍につながる働きやすい労働条件や職場環境の整備、男性の育児休業取得促進などの内容について周知を図る。</li> </ul>
4	【重点項目】女性の職域拡大と管理職への登用の促進	女性が活躍できる職場環境づくり	経済・雇用戦略課	<ul style="list-style-type: none"> <li>スキルアップセミナーの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハローワーク鳥取と連携し、「就職する上で知っておきたい保育情報」「就職する上で大切なこと」の2つをテーマとした、子育て世代向け就職支援セミナーを実施 日 時：令和6年2月27日 場 所：鳥取市男女共同参画センター 参加者：10名</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビジネス環境の急速な変化や多様な働き方を先進企業から学ぶセミナーを実施 ○ 6/27「新たな企業体系への変革舞台裏」～誰もが働きやすい組織のつくりかた～ ○ 8/2「中小企業の働き方ガイド」～従業員が自ら始める働き方改革～</li> <li>ハローワーク鳥取と連携し、出産・育児等で離職した人、家庭と両立して働きたい人を支援するセミナーを実施</li> </ul>
			企業立地・支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内製造業の設備等に対する支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員の処遇や職場環境の改善につなげるため、労働生産性の向上を促すよう市内製造業の設備投資に対する支援を実施 17件</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内企業の設備投資支援は継続して実施予定。労働生産性を向上させ、従業員の処遇改善、職場環境の改善を促す。</li> </ul>
		商工会議所や商工会等と連携した啓発事業の実施	働き方の見直しによる長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、各種休暇制度の充実、子育てや介護との両立に向けた制度の定着促進、非正規労働者の待遇改善など、事業者に対して、働きやすい職場環境づくりのための啓発を行います。	経済・雇用戦略課	<ul style="list-style-type: none"> <li>働き方キャリア支援員による企業訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成等による生産性の向上、働きやすい職場環境の整備等による働き方改革など、魅力ある雇用の場の創出に向けた取組について、働き方キャリア支援員が企業訪問をし、働きかけた。訪問件数58社</li> </ul>	B

取組項目		具体的な取組	内容	担当課	令和5年度の主な取組事業	令和5年度の主な取組実績	進捗状況	令和6年度の実施予定事業
5	女性の職域拡大と管理職への登用の促進	本市の事業主行動計画を策定し、女性職員の管理職への積極的な登用	女性の視点や発想を市の施策に反映するため、早期からの人材育成と計画的な女性職員の登用を図り、女性職員の管理職への積極的な登用を進めます。	職員課	【早期からの人材育成】 ○ ジョブローテーションの実施 ○ 育休中職員に対する受講費用の負担 【女性職員の管理職登用】 ○ 部長級・次長級に占める女性職員の推進 ○ 課長級に占める女性職員の推進	【早期からの人材育成】 ○ ジョブローテーションの実施 ○ 育休休業中の職員に対する通信教育受講費用の全額補助(上限3万円) 9件 132,500円 【女性職員の管理職登用 (R5.4.1現在)】 ○ 部長級・次長級に占める女性職員の割合... 14.6% ○ 課長級に占める女性職員の割合... 23.4%	A	【早期からの人材育成】 ○ ジョブローテーションの実施 ○ 育休中職員に対する受講費用の負担 【女性職員の管理職登用 (R6.4.1現在)】 ○ 部長級及び次長級に占める女性職員の推進 ○ 課長級に占める女性職員の推進 引き続き女性職員の管理職への積極的な登用を進める。
	雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保	多様で柔軟な働き方を選択できる社会の実現に向けた啓発の推進	多様で柔軟な働き方を選択でき、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に努めるよう、企業への啓発を推進します。	男女共同参画課  経済・雇用戦略課	○ 女性デジタル人材育成事業【新規】(資料3)  ○ リモートワーカー外部人材活用事業の実施	・ 育児や介護を担う女性が時間や場所を効果的に活用できる在宅ワークやデジタルスキルを学び、就労につながる機会を提供。お試し就労3件。デジタルスキル講座の開催4回、参加者延べ102名  ・ 時間や場所にこだわらない柔軟な働き方を支援するため、市・県で実施するデジタル人材育成事業で育成されたリモートワーカーを活用する市内企業に支援を実施 2件	B  B	・ 女性デジタル人材育成事業 PCスキルに応じて受講できる2コースを設定  ・ リモートワーカー外部人材活用補助金により、市内企業における多様な働き方を促進、デジタル人材の確保を支援
6	農林水産業や商工業に女性が参画しやすい環境の整備	女性が働きやすい環境づくりや事業展開への支援	女性が働きやすい職場環境や施設整備に必要な支援を行います。また、スマート農業技術等を活用し、女性の一次産業への参画を推進します。	企業立地・支援課  農政企画課  農業委員会事務局	○ 市内製造業の設備等に対する支援【再掲】  ○ 家族経営協定の推進  ○ 家族経営協定の推進	・ 従業員の処遇や職場環境の改善につなげるため、労働生産性の向上を促すよう市内製造業の設備投資に対する支援を実施 17件  ・ 家族経営協定について年度内の締結とならなかったが、R6.4月に1件締結  ・ 家族経営協定について、「農業委員会だより」や公式ウェブサイトでの周知を実施	B  B  B	・ 市内企業の設備投資支援は継続して実施予定。労働生産性を向上させ、従業員の処遇改善、職番環境の改善を促す。  ・ 家族経営協定の締結2戸  ・ 家族経営協定について、引き続き「農業委員会だより」や公式ウェブサイトでの周知を実施

#### 【目標4】地域・社会活動における男女共同参画の推進

※ 令和5年度の進捗状況について A... 実績が8割以上のもの、B... 実績が5割以上のもの、C... 実績が5割未満のもの、D... 事業中止又は見直したものと

取組項目		具体的な取組	内容	担当課	令和5年度の主な取組事業	令和5年度の主な取組実績	進捗状況	令和6年度の実施予定事業
1	議会や審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進	議会に対する女性の関心を高め参画できる機会の確保	議会や市政に対して関心を持ち、女性の参画を進めるため、市民を対象とした「議会報告会」への女性の参加を促します。	市議会事務局	○ 子育てに関わる方との議会報告会・意見交換会の実施	・ 女性でも参加しやすい「未来へつなぐまちづくり」をメインテーマとして、議会報告会・意見交換会を実施 20人参加(うち女性6人)	B	・ 議会や市政に対して関心を持ち、女性の参画を進めるため、女性でも参加しやすいテーマを選定し、実施する。
		市の政策・方針決定過程への女性の参画機会の確保	市政に多様な考え方を反映するため、市の審議会の委員等における女性登用率について目標設定するとともに、「女性人材バンク」などを活用し、さまざまな分野からの参画を促進します。	職員課 男女共同参画課	○ 審議会等の女性委員の積極的選任の推進 ○ 「女性人材バンク」の推進	○ 審議会等の女性委員の積極的選任が図られるよう2課連名による庁内通知を6月、12月に実施。12月現在の各審議会ごとの女性委員割合を明記した表を庁内配布し取組を促した。 R4 31.0%→ R5 30.8% ○ 「女性人材バンク」の登録について様々な機会において呼びかけを実施 新規登録2名、R6年3月末登録者23名	C	○ 審議会等の女性委員の積極的選任の推進 ○ 「女性人材バンク」の推進
2	性別に関係なく地域・社会活動に参画できる機会の確保	地区公民館を活用し男女共同参画研修等の実施	男女共同参画の推進及び、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、地区公民館を活用し研修等を実施します。	協働推進課	○ 男の料理教室の実施 ○ 男のための介護教室等の開催	○ 男女が平等に活動(生活)するため意識啓発を目的とした男の料理教室を実施 46件 ○ 男性対象の研修、講座(健康講座、ストレッチ教室、人権研修、DIY教室など) 7件	A	○ 男の料理教室の実施 46回 ○ 男のための介護教室等の開催 8回

### テーマ3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

#### 【目標5】男女間の暴力の発生を防ぐ環境整備

※ 令和5年度の進捗状況について A...実績が8割以上のもの、B...実績が5割以上のもの、C...実績が5割未満のもの、D...事業中止又は見直したのもの

取組項目	具体的な取組	内容	担当課	令和5年度の主な取組事業	令和5年度の取組実績	進捗状況	令和6年度の実施予定事業
1	【重点項目】 性犯罪・性暴力を許さない環境整備	男女間におけるあらゆる暴力に関する正しい知識の普及と、その根絶に向けた啓発を行います。	人権推進課	① 地区・企業研修への人権教育推進員の派遣	・地区・企業研修への人権教育推進員の派遣 8件	A	・地区・企業研修への人権教育推進員の派遣
			男女共同参画課	① 「女性に対する暴力をなくす運動期間」に係る啓発 ② 「若年層の性暴力被害予防月間」に係る啓発 ③ 啓発講座の実施	① 「女性に対する暴力をなくす運動期間」(11月12日～25日)にあわせパネル・図書等の啓発展示を実施。パープルライトアップを駅前風紋広場、バードハットで実施、各総合支所においてパープルツリー等掲示。市報にテーマ「デジタル性暴力」を掲載 ② 「若年層の性暴力被害予防月間」(4月1日～30日)に各種啓発展示を男女共同参画センターと中央図書館で実施 ③ 研修会(県性暴力被害者支援協議会共催)の開催 日 時: 6月10日(土)13時～16時 内 容: ネット社会における性暴力・性被害～被害の現状とその対応・予防～ 講 師: 金尻カズナ氏(NOP法人ばっぶす理事長) 参加者: 36名	A	① 「女性に対する暴力をなくす運動期間」に係る啓発 ② 「若年層の性暴力被害予防月間」に係る啓発 県性暴力被害者支援協議会と合同で啓発パネルや関連図書の展示を実施 ③ 啓発講座の実施
	人権推進課	将来にわたり、DV(デートDVを含む)の加害者にも被害者にもならないために、学生等若い世代やその保護者に対し、DVに関する正しい知識と、お互いの人権を尊重できる関係について学ぶための講座を実施します。	① 鳥取市人権教育協議会と連携し啓発講座を実施	・鳥取市民集會(第⑩分科会) 日 時: 8月22日(火) 内 容: 「パートナーとのよりよい関係」～尊重しあう関係を築くために～ 講 師: 県福祉相談センター 真山文子課長 参加者: 21名	A	・団体・地区・企業に人権教育推進員を派遣し啓発講座等を実施	
	男女共同参画課		① 「女性に対する暴力をなくす運動期間」に係る啓発 ② 「若年層の性暴力被害予防月間」に係る啓発 ③ 啓発講座の実施	① 「女性に対する暴力をなくす運動期間」(11月12日～25日)にあわせパネル・図書等の啓発展示を実施。パープルライトアップを駅前風紋広場、バードハットで実施、各総合支所においてパープルツリー等掲示。市報にテーマ「デジタル性暴力」を掲載 ② 「若年層の性暴力被害予防月間」(4月1日～30日)に各種啓発展示を男女共同参画センターと中央図書館で実施 ③ 啓発講座の実施 ・DV予防啓発講座(男女共同参画センター) 日 時: 6月24日(土) 講 師: 佐藤淳子氏 内 容: パートナーとのよりよい関係 ・DV予防啓発講座(男女共同参画センター) 内 容: 女性のための法律講座 日 時: 11月16日(土)10時～11時30分 講 師: 高橋秀明さん(法テラス) 参加者: 20名	A	① 「女性に対する暴力をなくす運動期間」に係る啓発 ② 「若年層の性暴力被害予防月間」に係る啓発 ③ 啓発講座の実施	
2	暴力の防止に向けた関係機関との連携	男女間におけるあらゆる暴力の防止に向けて、国・県・警察など関係機関及び地域との連携	男女共同参画課	① 関係機関との共催による啓発活動の実施	・県福祉相談センターと啓発ポスターの掲示や啓発の取組を連携して実施 ・県性暴力被害者支援協議会と共催し研修会を実施	A	① 関係機関との共催による啓発活動の実施
			協働推進課	① 機関紙、HP掲載による啓発活動の実施	・安全安心だよりの記事に掲載し、防犯関係機関及び自主防犯活動団体等に配布するとともにホームページに掲載することで啓発を行った。	A	・安全安心だよりの記事に掲載し、防犯関係機関及び自主防犯活動団体等に配布するとともにホームページに掲載することで啓発を行う。
			こども家庭センター	① 関係機関連絡会への参加 ② 鳥取県婦人相談員連絡協議会への参加	① 東部圏域「配偶者に対する暴力防止」関係機関連絡会への参加(参加実績: 4回) ② 鳥取県婦人相談員連絡協議会への参加(参加実績: 4回)	A	・東部圏域「配偶者に対する暴力防止」関係機関連絡会への参加 ・鳥取県婦人相談員連絡協議会への参加
			総合教育センター	① 関係機関共催による啓発活動の実施	① 国の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」や県性暴力被害者支援センターとっとり等を周知、資料活用の啓発を実施	A	・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」や鳥取県性暴力被害者支援センターとっとり等の趣旨や取組を周知し、資料等の活用を啓発する。

【目標6】被害者に対する支援の推進

※ 令和5年度の進捗状況について A...実績が8割以上のもの、B...実績が5割以上のもの、C...実績が5割未満のもの、D...事業中止又は見直したものと

取組項目	具体的な取組	内容	担当課	令和5年度の主な取組事業	令和5年度の取組実績	進捗状況	令和6年度の実施予定事業
1	【重点項目】 被害者が安心して相談できる体制づくり	関係機関との連携による相談体制の強化	中央人権福祉センター	① 各機関と連携した包括的支援の実施 ② パーソナルサポートセンターでの新規相談受付	・伴奏型により相談者に寄り添いつつ、各機関と連携した包括的支援を実施 ・中央人権福祉センター（パーソナルサポートセンター）新規相談受付件数 345件	A	① 各機関と連携した包括的支援の実施 ② パーソナルサポートセンターでの新規相談受付
			こども家庭センター	① 関係機関との連携強化 ② 鳥取市DV防止庁内連絡調整会議「相談・自立支援チーム」会議による連携強化	① 被害者への適切な支援を行うため、東部圏域「配偶者に対する暴力防止」関係機関連絡会、鳥取県婦人相談員連絡協議会、鳥取県福祉相談センターとの連携強化を図った。 ② 鳥取市DV防止庁内連絡調整会議「相談・自立支援チーム」会議を開催、関係部署職員に鳥取市におけるDV被害者等の状況を報告、共通認識と連携を図った。	A	① 関係機関との連携強化 ② 鳥取市DV防止庁内連絡調整会議「相談・自立支援チーム」会議による連携強化
			男女共同参画課	① DV防止庁内連絡調整会議の実施 ② 「啓発推進チーム」会議の開催	① 暴力をなくす運動月間の11月にDV防止庁内連絡調整会議を開催し、関係部署の共通認識と連携を深めた。 ② 「啓発推進チーム」会議を開催し関係課職員の知識習得や情報共有を図った。	A	① DV防止庁内連絡調整会議の実施 ② 「啓発推進チーム」会議の開催
	被害者等に関する情報管理の徹底	市民課	① DV被害者等の支援措置に係る研修の実施 ② 「住基・情報連携システム運用チーム」会議の実施	① DV被害者等の支援措置について、制度の周知と情報管理の徹底を図るため、住民基本台帳や情報連携システムを運用する関係課を対象とした研修を行った。 ② 「住基・情報連携システム運用チーム」会議を開催	A	① DV被害者等の支援措置に係る研修の実施 ② 「住基・情報連携システム運用チーム」会議の実施	
		こども家庭センター	① 関係機関、関係部署との情報共有強化	・関係機関、関係部署との連携した支援に際して、毎回、被害者及びその関係者に関する情報の取扱いについて、被害者保護の観点からの適正かつ厳重な取扱いの徹底を依頼した。	A	① 関係機関、関係部署との情報共有強化	
2	いつでも、どこでも、だれでも相談できる環境整備	多様な相談方法の周知	男女共同参画課	① DV防止啓発カードの設置による相談・通報の強化 ② 男性用トイレへのDV防止啓発カードの設置による相談・通報の強化	・365日・24時間対応のDV相談ナビについて、男女共同参画センター、本庁舎、駅南庁舎、中央人権センターのトイレ等にカードを設置、市HPに掲載し、相談窓口の周知や通報につながるよう取り組んだ。	A	① DV防止啓発カードの設置による相談・通報の強化 ② 男性用トイレへのDV防止啓発カードの設置による相談・通報の強化
			こども家庭センター	① DV防犯啓発カードの設置による相談・通報の強化	・DV相談ナビや県市の相談先を案内するカードを市全庁舎女子トイレに配置し、相談方法の周知を図った。	A	・DV相談ナビ他相談先を案内するカードを市全庁舎女子トイレに配置し、相談方法の周知
	関係者からの通報等	男女共同参画課	① DV防止啓発カードの設置による相談・通報の強化 ② DV防止啓発講座の実施	① DV防止啓発カードを、男女共同参画センター、本庁舎、駅南庁舎、中央人権センターのトイレ等に設置し、通報につながるよう取り組んだ。 ② DV防止をテーマに啓発講座や市民集会を開催し、被害者発見に繋げるため広く知識の普及を図った。	A	① DV防止啓発カードの設置による相談・通報の強化 ② DV防止啓発講座の実施	
		こども家庭センター	① DV防犯啓発カードの設置による相談・通報の強化【再掲】	・DV相談ナビや県市の相談先を案内するカードを市全庁舎女子トイレに配置し、相談方法の周知を図った。【再掲】	A	・DV相談ナビ他相談先を案内するカードを市全庁舎女子トイレに配置し、相談方法の周知。【再掲】	

テーマ4 安全・安心に暮らせる社会づくり

【目標7】乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援

※ 進捗状況について A... 実績が8割以上のもの、B... 実績が5割以上のもの、C... 実績が5割未満のもの、D... 事業中止又は見直したもの

取組項目	具体的な取組	内容	担当課	令和5年度の主な取組事業	令和5年度の取組実績	進捗状況	令和6年度の実施予定事業	
1	生涯を通しての健康づくり	健康寿命の延伸に向けた、健康づくりや疾病予防に自発的に取り組める環境整備	健康づくり推進課	◎ がん検診受診率の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域健康教育/相談：延6,401人/延3,845人</li> <li>個別健診、集団健診、保健指導の実施</li> <li>集団健診WEB予約：1,083件（エリア限定）</li> <li>イベント等あらゆる機会を通じて健康や健診の大切さについて啓発を実施</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域健康教育/相談の実施</li> <li>個別健診、集団健診、保健指導の実施</li> <li>集団健診WEB予約の拡充（全市）</li> <li>健診の必要性や、生活習慣病予防等について地域の関係機関等と連携を図り周知啓発を実施</li> <li>ねんりんピック開催の機会を捉えた連携事業を推進</li> </ul>	
			男女共同参画課	◎ 女性応援つながりサポート事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の様々な健康課題をテーマにした講演やワークショップを実施。人とのつながりづくりとなるよう講師や参加者同士が自由に話のできる場の提供を行った。2回 参加者延べ56名</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性応援つながりサポート事業</li> <li>定期相談や居場所となる場を提供し、女性が社会との絆やつながりを回復する事業を実施</li> </ul>	
	こども家庭センター	◎ そだてらす等での来所相談 ◎ 母子健康手帳交付時父親の妊婦体験の実施 ◎ 妊婦教室の開催 ◎ 産後健診の促進 ◎ 新生児訪問の強化 ◎ 産後サロンの開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>こそだてらす等での来所相談、電話相談を実施</li> <li>母子健康手帳交付時父親の妊婦体験 100件</li> <li>妊婦教室（集団・個別） 延べ18回</li> <li>産後健診（委託機関、償還払い） 延べ2,130件</li> <li>新生児訪問率（乳児家庭全戸訪問事業含む）98.0%</li> <li>産後サロン 12回 延べ316組</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>こそだてらす等での来所相談、電話相談</li> <li>おやこ健康手帳（母子健康手帳）交付時父親の妊婦体験</li> <li>妊婦教室（個別）</li> <li>父親育児教室</li> <li>産後健診（委託機関、償還払い）</li> <li>新生児訪問（乳児家庭全戸訪問事業含む）</li> <li>産後サロン</li> </ul>			
2	地域包括ケアシステムの充実	地域包括支援センターの拡充と機能強化	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の医療機関と介護事業者、さらに福祉関係者等との連携体制を構築し、高齢者の身体状況や希望に応じて、必要な医療・在宅介護・施設介護が切れ目なく利用できる体制を強化します。	長寿社会課	◎ 地域密着型の地域包括支援センターによるサービスの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年10月には、日常生活圏域ごとに設置する地域密着型地域包括支援センター10か所の委託化を完了。各圏域単位で多職種で協議する場を設けている。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>各圏域で協議された地域課題をもとに、地域包括支援センター運営協議会の単独で開催し、事業評価を行い地域包括ケアの実現を目指す体制づくりを進める。</li> </ul>

【目標8】だれもが安心して暮らせるまちづくり

※ 令和5年度の進捗状況について A... 実績が8割以上のもの、B... 実績が5割以上のもの、C... 実績が5割未満のもの、D... 事業中止又は見直したのもの

取組項目	具体的な取組	内容	担当課	令和5年度の主な取組事業	令和5年度の取組実績	進捗状況	令和6年度の実施予定事業
1	高齢者・子ども・障がい者・生活困窮者等への支援 各種相談事業や福祉サービスの提供、自立支援事業の充実	「鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」、「鳥取市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「鳥取市子ども・子育て支援事業計画」などを策定し、充実した各種相談事業や福祉サービスの提供、自立支援を行います。また、パーソナルサポートセンターにおける生活困窮者の自立支援事業の充実に努めます。	中央人権福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談支援事業の実施</li> <li>○ 住居確保給付金の支給</li> <li>○ 家計改善支援事業の実施</li> <li>○ 就労準備支援事業の実施</li> <li>○ 学習支援事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談支援事業 345件、就労支援 72人</li> <li>○ 住居確保給付金の支給 延べ93世帯 2,513千円</li> <li>○ 家計改善支援事業 4件</li> <li>○ 就労準備支援事業 2件</li> <li>○ 学習支援事業 9人</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談支援事業</li> <li>・ 住居確保給付金の支給</li> <li>・ 家計改善支援事業</li> <li>・ 就労準備支援事業</li> <li>・ 学習支援事業</li> <li>・ 一時生活支援事業【新規】</li> </ul>
			長寿社会課	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 13圏域で実施</li> <li>○ 個別支援：87名</li> <li>○ 集団支援：35か所 参加者累計808名</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 対象圏域：18圏域（全市）へ拡大。</li> <li>○ 個別支援：150名（予定）</li> <li>○ 集団支援：25か所 参加者累計600名（予定）</li> </ul>
			障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般相談事業所での相談支援の実施</li> <li>○ 地域生活支援拠点の設置及び地域活動支援センターの利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年度は「第6期鳥取市障がい福祉計画・第2期鳥取市障がい児福祉計画」に沿って、障がい福祉サービスの提供を行った。</li> <li>○ 一般相談事業所での相談支援の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談支援専門員の配置 20人（7事業所）</li> <li>・ 年間一般相談件数 33,150件</li> </ul> </li> <li>○ 地域生活支援拠点の設置及び地域活動支援センターの利用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域生活支援拠点の設置箇所数 1か所</li> <li>・ 地域活動支援センターの利用実績 サマーハウス 年間利用者数 延べ4,265人</li> <li>ほっこり 年間利用者数 延べ1,362人</li> <li>・ 次期「鳥取市障がい者計画」「鳥取市障がい福祉計画」「鳥取市障がい児福祉計画」の策定を行った。</li> </ul> </li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和6年度は「鳥取市障がい者計画」の基本理念のもとに、障がい者施策を推進し、「第7期鳥取市障がい福祉計画・第3期鳥取市障がい児福祉計画」に沿って、障がい福祉サービス等の提供を行う。</li> <li>○ 一般相談事業所での相談支援の実施</li> <li>○ 地域生活支援拠点の設置及び地域活動支援センターの利用</li> </ul>
			生活福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就労支援相談員及び関係機関との連携による就労支援</li> <li>○ 生活保護世帯の児童・生徒に対する学習支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就労支援相談員、ハローワークの就労支援ナビゲーター及び委託先の就労支援員とケースワーカーとがそれぞれ連携し、被保護者の就労に向けた支援を実施 延べ66名が就労を開始</li> <li>○ 市内に3か所の学習教室を開設し、18名の児童・生徒に学習支援を実施</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労訓練、就労体験等の就労支援により、被保護者の自立を図っていく。</li> <li>・ 生活保護世帯の児童・生徒に対し学習指導を行い学習意欲及び学力の向上を図っていく。</li> </ul>
			幼児保育課	○ 子育てに関する相談や支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0.1.2.3子育てひろば、子育て支援センターで、親子や保護者同士が交流できる遊びの場を提供し、子育てに関する相談や支援を実施</li> <li>0.1.2.3子育てひろば利用者 8,037人（延人数）</li> <li>子育て支援センター8箇所 利用者13,764人（延人数）</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0.1.2.3子育てひろばや子育て支援センター事業のほか、こども誰でも通園制度事業を実施し子育て支援の充実を図る。</li> </ul>
			こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「子育て支援アプリ」を活用した子育てに関する情報提供</li> <li>○ オンラインによる相談対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「子育て支援アプリ」を活用し子育てに関する情報提供を実施 アプリ登録数 1,406件</li> <li>○ 保健師・助産師等によるオンライン相談 延べ1件</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育て支援アプリを活用した子育てに関する情報提供や保健師・助産師等によるオンライン相談により、子育て支援サービスの充実を図る。</li> <li>○ 保健師・助産師等によるオンライン相談対応</li> </ul>
			こども家庭センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育て相談ダイヤル等による支援が必要な児童への支援強化</li> <li>○ 出産に係る経済的支援及び相談支援</li> <li>○ 妊婦さん応援給付金による支援</li> <li>○ 出産・子育て応援給付金給付による支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育て相談ダイヤル等による育児相談や要保護児童対策地域協議会関係機関等からの相談等により、支援が必要な児童を把握、関係機関で連携し必要な福祉サービスの提供、見守りを行い、対象児童の家庭での養育の支援を行った。</li> <li>子育て相談ダイヤル相談件数：69件</li> <li>通告相談件数：459件</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育て相談ダイヤル等による支援が必要な児童への支援強化</li> <li>○ 出産に係る経済的支援及び相談支援</li> <li>○ 妊婦さん応援給付金による支援</li> <li>○ 出産・子育て応援給付金給付による支援</li> </ul>

取組項目	具体的な取組	内容	担当課	令和5年度の主な取組事業	令和5年度の取組実績	進捗状況	令和6年度の実施予定事業
1	高齢者・子ども・障がい者・生活困窮者等への支援	認知症サポーター養成講座の受講推進	長寿社会課	◎ 認知症サポーター養成講座の開催	◎ 認知症サポーターを養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進を行った。 講座実施回数：22回（受講対象者内訳：住民5回、企業・住民団体12回、学校5回） 受講者：471名（受講対象者内訳：住民84名、企業・住民179名、学校208名）	A	◎ 講師役の認知症キャラバン・メイトが、地域や職場、学校等に出向いて行う「出前型養成講座」と、広く市民を対象とした「公開型養成講座」を開催 ◎ 認知症キャラバン・メイト連絡会を開催
	幼児期の教育や保育の受け入れ体制及び多様な子育て支援サービスの充実	幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育の受け入れ体制の整備に努めるとともに、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。	幼児保育課	◎ 施設整備支援 ◎ 延長保育事業 ◎ 一時預かり事業 ◎ 休日保育等特別保育事業	◎ 施設整備支援 防犯 1施設 ◎ 延長保育事業 利用者 14,000人（市立・延人数） ◎ 一時預かり事業 利用者 736人（市立・延人数） ◎ 休日保育等特別保育事業 利用者 682人（延人数）	A	◎ 施設整備支援 ◎ 延長保育事業 ◎ 一時預かり事業 ◎ 休日保育等特別保育事業
	病児・病後児保育の充実	病気または病回復後にあり集団保育が困難な乳幼児を専門施設で一時的に預かる環境整備に努めます。	幼児保育課	◎ 病児保育施設の改修の実施 ◎ 病児保育施設による保育事業の実施 ◎ 病後児保育施設による保育事業の実施	◎ 施設整備支援環境整備助成 1施設 ◎ 病児保育施設 4施設 利用者 3,946人（延人数） ◎ 病後児保育施設3施設 利用者 287人（延人数）	A	◎ 病児保育施設の改修の実施 ◎ 病児保育施設による保育事業の実施 ◎ 病後児保育施設による保育事業の実施
	ひとり親家庭への支援	母子父子自立支援員を配置するとともに、ハローワーク鳥取と連携した就労支援の実施や、住宅困窮者への市営住宅への優先入居制度による支援など、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。また、ひとり親家庭の児童に対して学習の場を提供し、学習支援を行います。	子ども未来課	◎ 母子父子自立支援員による相談支援の強化 ◎ ひとり親世帯の収入安定、処遇改善を目的とした高等職業訓練促進給付金の支給 ◎ ひとり親世帯の収入安定、処遇改善を目的とした自立支援教育訓練給付金の支給 ◎ ひとり親家庭の児童に対する学習支援	◎ 母子父子自立支援員の配置2名、相談件数989件 ◎ 高等職業訓練促進給付金の支給 17人 ◎ 自立支援教育訓練給付金の支給 5人 4ひとり親家庭学習支援事業 85人	A	・母子父子自立支援員を2名配置し、相談支援を実施 ・ひとり親世帯の収入安定、処遇改善を目的とした高等職業訓練促進給付金事業、自立支援教育訓練給付金事業の実施 ・ひとり親家庭の児童を対象とした学習支援事業の実施
			保険年金課	◎ ひとり親世帯の親及び子に対する医療費の助成	・ひとり親世帯の親及び子に対する医療費の助成 R5年度実績 34,635件、 83,524千円	A	・ひとり親家庭に対する医療費自己負担額の助成を行うことにより、医療にかかる経済的負担の軽減と健康の保持・生活の安定を図る。
			建築住宅課	◎ ひとり親家庭の市営住宅入居支援	・ひとり親家庭の市営住宅入居世帯数 12世帯	A	・ひとり親家庭の市営住宅入居支援
2	外国人住民等への支援	外国人住民等に対する情報提供体制の充実	文化交流課	◎ 「やさしい日本語サイト」による行政情報の提供 ◎ 英語、中国語、やさしい日本語による市報ダイジェスト版の提供	◎ 職員向けに「やさしい日本語研修会」を開催し、外部講師と鳥取市国際交流員による多文化共生講座を実施（R6年2月22日実施 参加者61人） ◎ 市報ダイジェスト版（英語、中国語、やさしい日本語）の発行 各言語12件ずつ	A	・「やさしい日本語サイト」について、職員の研修を重ねるとともに、内容の充実を図る。 ・市報ダイジェスト版（英語、中国語、やさしい日本語）の発行
		外国人住民等に対する相談・支援体制の充実	文化交流課	◎ 国際交流プラザにおける相談対応 ◎ 多文化共生サポーターの周知	◎ 国際交流プラザ相談件数 34件 ◎ 多文化共生サポーター登録数 3件（新規登録なし）	A	・国際交流プラザにおける相談対応を実施 ・多文化共生サポーターと連携するとともに、制度のさらなる周知を図る
		地域における多文化共生意識の醸成	文化交流課	◎ 国際交流員による国際理解講座の開催 ◎ 多文化交流フェスタの開催	◎ 国際交流員による国際理解講座の開催 73回 参加者1,045人 ◎ 多文化交流フェスタの開催 1回 参加者約400人	A	・国際交流員による国際理解講座の開催 ・多文化交流フェスタの開催

取組項目	具体的な取組	内容	担当課	令和5年度の主な取組事業	令和5年度の取組実績	進捗状況	令和6年度の実施予定事業
3	【重点項目】 性的マイノリティに関する理解促進 市民や企業等への広報や啓発活動の実施【新】	性的マイノリティについて理解を深めるため、市民や企業等への広報や啓発活動を積極的に展開します。	中央人権福祉センター	○ 当事者や支援者等のための「コミュニティスペース」の開設 ○ 性的マイノリティに関する講座、啓発事業の実施	○ 当事者や支援者等が気軽に立ち寄れる「コミュニティスペース」の開催 10回、延べ参加人数 28人 ○ 性的マイノリティに関する講座、啓発事業の実施 2回	A	・当事者や支援者等が気軽に立ち寄れる「コミュニティスペース」の開催 ・性的マイノリティに関する講座、啓発事業の実施
			男女共同参画課	○ 男女共同参画センター啓発講座におけるLGBT講座の開催	・男女共同参画センター啓発講座「輝なんせ鳥取講座」において、LGBT講座を開催 日 時：10月28日（土）10時～11時30分 講 師：前田 良 さん テーマ：パパは女子高生だった～自分らしく生きること～ 参加者：36名	A	・男女共同参画センター啓発講座において、LGBT講座を開催 日 時：6月29日（土）10：00～11：30 講 師：中江 美紀さん（鳥取県人権文化センター専任研究員） テーマ：性の多様性と人権 定 員：30名
			人権推進課	○ 人権教育推進員による啓発講座の実施 ○ 鳥取市安心ファミリーシップ制度の導入	○ 鳥取市小学校PTA連合会研修ほか 33回 ○ 鳥取県が行う「とっとり安心ファミリーシップ制度」と連携しファミリーシップ関係にある性的マイノリティとその家族に対し、行政サービスを提供（10月1日開始）	A	・企業や地区、各団体に人権教育推進員を派遣し啓発講座を実施 ・県や県内市町村と連携し、性の多様性を尊重しだれもが安心して暮らせる社会を実現するため、性的マイノリティカップルやその家族に行政サービスを提供する
			経済・雇用戦略課	○ 働き方キャリア支援員の企業訪問	・ハラスメント防止等働き方改革について、働き方キャリア支援員が企業訪問を行い意識啓発に努めた。訪問件数58社【再掲】	B	・働き方改革について、働き方キャリア支援員が企業訪問を行い意識啓発に努める。
			生涯学習・スポーツ課	○ 公民館でのLGBT講座の開催	・公民館：LGBT講座1回（25人）	A	・性的マイノリティについて理解が得られる講座の実施
	職員研修の充実	市職員が、性的マイノリティについて正しい知識を身に付け、職場内はもとより、家庭生活や地域の場でも理解ある対応を行うことができるよう、研修を実施します。	職員課 男女共同参画課	○ LGBT職員研修を実施	・LGBTについて学ぶ職員研修を実施 日 時：10月27日（金）（午前午後2回開催） 講師：前田 良 さん テーマ：性の多様性について～現状と課題～	A	・職員がDV等被害者や相談者に、適切な窓口対応を行えるよう正確な知識の習得や配慮について学ぶ職員研修を実施（11月予定）

### 【目標9】男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

※ 令和5年度の進捗状況について A... 実績が8割以上のもの、B... 実績が5割以上のもの、C... 実績が5割未満のもの、D... 事業中止又は見直したものと

取組項目	具体的な取組	内容	担当課	令和5年度の主な取組内容	令和5年度の取組実績	進捗状況	令和6年度の実施予定事業
1	防災に関する政策及び方針決定過程における女性参画の推進	防災会議の委員を選出するにあたり、各団体等を代表して女性が参画できる仕組みづくりを進めます。	危機管理課	○ 防災会議委員として女性の参画に向けた取組	・R4年度から2年間の任期での委員委嘱を行っており、R5年度に組織内異動のため、1人が女性から男性に変更となったことにより、女性委員の割合が20.5%と下がった。	B	・R6年度以降の委員の委嘱にあたっては、関係機関に可能な限り女性の推薦をお願いしていく。
2	【重点項目】 女性の視点を取り入れた災害対応力の強化	性別にかかわらず、各地域にある自主防災会活動へ積極的に参加してもらえよう、女性の防災リーダーを育成します。	危機管理課	○ 女性防災リーダー募集の広報実施	・女性防災リーダー募集チラシを防災講習等で配布、防災リーダー養成講座に参加していただくよう広報を行った。（56人）	A	・引き続き防災講習や訓練等の機会を捉えてチラシ等で広報を行い、継続して女性の参加を呼びかける。
	女性の防災意識を高める研修の実施【新】	男女共同参画に関する活動を行う団体等の防災意識を高めるため、防災コーディネーターによる研修を行うなど、女性の視点を取り入れた災害対応力の強化を図ります。	男女共同参画センター 危機管理課	○ 男女共同参画センター啓発講座における防災セミナーの実施	・男女共同参画センター啓発講座において、危機管理課と連携し、男女共同参画の視点から見る防災セミナーを開催 ○ 日 時：5月20日（土）10時～11時30分 テーマ：「みんなで学ぶ防災実践講座」 子育て家族の防災～もしもの時に役立つ赤ちゃんとお子さんの応急手当～ 参加者：8名 ○ 日 時：6月3日（土）10時～11時30分 テーマ：「みんなで学ぶ防災実践講座」 知って学んで考える、私たちに出来る取組～避難所運営ゲーム『HUG』を体験してみよう～ 参加者：10名	A	・男女共同参画センター「防災セミナー」 ○ 日 時：5月18日（土）10：00～11：30 講 師：安達典子さん（鳥取市防災リーダー） テーマ：～女性防災リーダーの視点で見た、防災テクニック～ 参加者：30名（うち麒麟のまち連携8名、CATV放送予定） ○ 日 時：6月8日（土）10：00～11：30 講 師：漆原和弘さん（鳥取県自主防災活動アドバイザー） テーマ：避難所運営ゲーム「HUG」体験（地震編） 参加者：22名

## 資料3

# 令和5年度 鳥取市女性デジタル人材育成事業(実績)

個別事業費	2,011 千円
交付金額	1,500 千円

### 地域の実情と課題

令和2年度に実施した「鳥取市男女共同参画に関する企業調査」では、女性の雇用状況の項目で、正規従業員に占める女性の割合は43.8%、非正規従業員に占める女性の割合は72.7%となっている。

令和元年度に実施した「鳥取市男女共同参画に関する市民意識調査」では、女性が仕事を続けていく上での支障としてどのようなことがあるか？の問について、乳幼児の養育84.2%、家族の介護72.5%、子どもの教育72.3%が上位3位を占めており、依然として女性の就労が継続しにくい社会の風潮がみられる。

### 目的・目標

成長分野であるデジタル分野における女性の就業割合を高めるため、デジタル分野への間口を広く取り、女性の参入を促す。女性が基礎的なデジタルスキルを身につけ、時間や場所を効果的に活用することのできるテレワークなど柔軟な働き方を可能とするデジタル就労につなげていく。

- ・「実践(お試し就労)」実施人数(アウトプット)
- ・実施事業に対する満足度(アウトプット)

### 事業の特徴

「時間や場所を効果的に活用することのできる在宅ワークの始め方」セミナーを市男女共同参画センターで現地開催及びオンライン配信(ハイブリッド開催)を実施。

SNSを活用したコミュニティスペースを開催し、参加者が情報交換できる場を提供。

講座をアーカイブ配信し復習できる環境を提供。また希望者には受講後のフォローアップとして、「実践(お試し就労)」体験を実施。

### 連携団体

因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏を対象とし、開催チラシを送付するなど参加案内を呼びかけ幅広い受講者の募集を図った。

鳥取県が実施する「とっとりリモートワーカー育成・実践事業」と情報共有を行い、希望する受講者に対して県の事業を紹介、参加者のスキルアップを促した。

### 事業の効果

セミナーを現地開催とオンライン配信(ハイブリッド開催)で行った結果、外出しにくい女性への参加を促すことができた。

- 第1回 R5.10.6 パソコンの基本操作とデータ入力
  - 第2回 R5.11.10 zoomの使い方とインターネットを使った調査のやり方
  - 第3回 R5.11.21 フリーサイト(canva)を活用した画像の作り方
  - 第4回 R5.12.8 復習とリモートワークでよく使う情報共有のやり方
- ※お試し就労 3回実施

### 今後の課題

パソコンのスキル、受講の目的など多様な要望があることから、市民のニーズに合わせた内容を企画する必要がある。なお、受講後の就労支援については、国・県・市の労働関係機関と連携を図りながら、企業と受講者相互のニーズにあった働きかけが重要となる。また、テレワークを女性就労モデルとするためには、テレワーク実施事業所の掘り起こし及び幅広いテレワーク就労スタイルの成功事例を提示していく必要がある。

## 事業の概要

育児や介護は、男性に比べて女性が担っている場合が多く、フルタイム勤務を求められる職場では継続的に働くことが難しく、就労につながりにくいといった現状があります。時間や場所を効果的に活用することのできる在宅ワークの始め方や、就労に必要なデジタルスキルを学ぶことで、希望する働き方につながり、女性の就労機会の創出が期待できます。

このたび鳥取市を中心とした麒麟のまち圏域の女性の社会進出を図るため、デジタル人材育成のための第一歩を支援する事業を実施しました。パソコンの基本操作から始め、データ入力などのスキルを身につけ、きっかけづくりとなる小さな一歩を踏み出す事業となりました。

### 事業の周知について

チラシ配布やさまざまな媒体を利用して広報を行いました。因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏内にも参加を呼びかけました。



受講料無料  
初心者歓迎

初心者でも学べる  
**リモートワーク入門講座**

初心者からでも安心のリモートワーク入門講座です。自宅でもパソコンを使った簡単なお仕事について学べます。おのQQコードを申し込みフォームからお申込みください。  
(鳥取市女性デジタル人材育成事業)

【研修スケジュール】

①2月6日 (日) 13:30~15:30	パソコンの基本操作とデータ入力
②1月10日 (水) 13:30~15:30	無料サービスを活用した画像編集
③1月21日 (水) 13:30~15:30	目的に応じた情報収集と文書作成
④2月8日 (日) 13:30~15:30	上記作業の習熟と実践応用

会場：鳥取市男女共同参画センター（丸山駅前5階）オンライン受講可

<b>01</b> データ入力 作業のやり方	<b>02</b> 無料で使える 画像編集のやり方	<b>03</b> 情報収集と 文書作成
------------------------------	---------------------------------	----------------------------

鳥取市女性デジタル人材育成事業 実施団体  
NPO法人bankup  
鳥取市駅前6-2-7 MARCHIG.bldg1階

サイト：<https://kirin-remote-work.hp.gerachi.com/>  
会場：鳥取市男女共同参画センター（丸山駅前5F）  
鳥取市駅前2丁目1-5-1

### 開催の様子



参加者は、久しぶりにパソコンを触る方や、ある程度使いこなせてさらにスキルアップを図る方までさまざまであったが、講師のサポートを受けながら個別作業を進めていただきしました。オンライン受講者からはチャットで質問を受けながら進めていきました。



第1回セミナー



第1回セミナー



第2回セミナー



第3回セミナー



第4回セミナー



お試し就労

個別事業費	900 千円
交付金額	675 千円

### 地域の実情と課題

令和3年度に生理に関する悩みや困りごとについてアンケートを実施した結果、生理に関する悩みをはじめ、女性はライフステージごとに様々な悩み事や不安を抱えている現状があることが分かった。女性の健康課題の解消や不安を抱えている女性を支援し、社会との絆やつながりを回復することに繋げる取組が求められる。

### 目的・目標

新型コロナウイルス感染症の影響等により、社会や人とのつながりが希薄になり、より不安を抱える女性が顕在化している現状を踏まえ、女性が人とのつながりを回復し、不安を抱えている女性を支援することを目的に、気軽に相談ができる機会や居場所を提供し話を聞くことで、悩みの解決や孤立・孤独を解消する事業につなげていく。

### 事業の特徴

民間団体の知見やネットワークを活用した次の事業を実施

- ①男女共同参画センター等を活用した「まどぐちカフェ」居場所づくり
- ②同じような参加者が集まる場を案内、相互援助を促す機会づくり
- ③LINE等のSNSを活用した「相談につながるきっかけ」づくり

### 連携団体

市・県の関係機関、社会福祉協議会、民生児童委員、地域包括支援センター、こども食堂等



民間団体委託事業

男女共同参画ってなんだろう。  
～家庭の中から考える男女共同参画～

# みんなで協力! 家事シェアで 心地の良い暮らしを!

「家事」と聞くと、何を思い浮かべますか?

「料理を作る」、「掃除機をかける」、「洗濯物を干す」など。  
これらから派生する細かな家事も合わせて「家事」といいます。

名前はないけど、大切な家事たち「**名もなき家事**」。普段の家事シェア度をチェックしてみましょう!

## 料理

- 調味料や油の補充
- 食前・食後にテーブルを拭く
- まな板などの除菌・漂白
- 生ごみやシンクの排水溝の処理
- 食器洗い洗剤等の補充
- コンロの掃除
- お茶をつくる



## 掃除

- リモコンなどの置きっぱなしの物の片づけ
- 掃除機にたまったごみを捨てる
- お風呂等排水溝にたまったごみの処理
- 掃除用洗剤等の補充・交換
- 新しいごみ袋のセット
- 鏡を磨く
- 古紙をまとめる



## 洗濯

- タオルの交換
- 家族の寝具等の取り換え
- 洗濯槽の掃除、フィルターを取り換え
- 洗剤、柔軟剤の補充
- クリーニングに出す
- 家族の衣類を仕分ける
- 取れかけのボタンを付け直す



## その他

- 照明器具の交換
- ティッシュやトイレトペーパーの補充
- 衣替えなど季節ごとの入れ替え
- 郵便物の確認
- 観葉植物の世話
- カレンダーをめくる
- 家族のスケジュール管理



家族でお互いに得意な家事、苦手な家事を話しあってみましょう。  
家族の人数やペットの有無などで、家事は変わります。  
また、子どもの成長などによっても必要な家事は変化していきます。  
家事は、家族で共有し、協力していくことが大切です!

## 家事シェアPoint!

- ① 家事のやり方、タイミングは相手に任せる!  
**Point** 分担を決めた後は、相手の考えやタイミングを尊重しましょう。
- ② 双方が面倒だと感じることは、時間を短くしたり、頻度を低くするなど工夫を!  
**Point** 相手に押し付けず、家電や「ついで家事」で時間を有効活用しましょう。
- ③ 「ありがとう」の感謝の気持ちを伝える!  
**Point** 体調が悪い時は、分担にこだわらずできる人がやるなど、思いやりの気持ちを忘れずに。



鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」では、男女共同参画に関する講座や情報発信を行っています。

住所 鳥取市今町2-151 (丸山百貨店5階)

電話・FAX 0857-24-2704

## 令和5年度鳥取市男女共同参画かがやき企業の認定について

## 1 新規認定企業 10社

	名称	業種
1	株式会社 赤松商会	建設業
2	永興電業株式会社	建設業
3	有限会社ケイディエス	空調設備・ 電気設備工事業
4	株式会社 長谷板金	建設業
5	有限会社 尾崎工務店	建設業
6	株式会社ミナミコーポレーション	電気設備工事
7	株式会社 美染	美容業
8	株式会社 丸由	小売業
9	中央建設株式会社	建設業
10	株式会社東部電工	建設業

認定期間：令和9年3月31日まで

【参考】令和5年度末認定企業数 55社

令和5年度更新・新規認定企業 24社（更新14社、新規10社）

※認定企業は「かがやき企業リーフレット」裏面に掲載

## 2 広報等の取組

- ・かがやき企業認定ロゴマークによる企業のイメージアップの推進
- ・市報、市公式ウェブサイト、機関紙「輝なんせ鳥取」等を使用し認定企業のPR及び「かがやき企業認定制度」について広報
- ・かがやき企業リーフレットを作成し配布、好事例を広くPR・高校の就活に活用
- ・令和6年度は、リーフレットに掲載する企業の取材を鳥取大学の学生とコラボにより実施予定。学生の地元企業の発見や関心に繋げる。

# あなたの声をおきかせください 令和元年度 市民意識調査

鳥取市男女共同参画意識調査票

資料 7

## 男女共同参画に関する意識調査のお願い

皆様には、日ごろから市政に対しまして、ご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。  
鳥取市では、「男女共同参画都市宣言」や「第3次男女共同参画かがやきプラン策定」などを行い、『女性と男性が社会のあらゆる分野に共に参画し、性別にとらわれることなくその個性と能力を發揮し、いきいきと暮らせる「男女共同参画社会」の実現』をめざして取り組んでいます。

また、令和2年度には現状に即した新たな男女共同参画プランを策定し、より一層施策の推進を図っていくこととしております。

そこで、これまでの取組みの成果を新たなプラン策定の参考とさせていただくため、住民の皆様を対象として、男女共同参画に関する意識調査を実施いたします。

つきましては、ご多忙中誠に恐縮ですが、アンケートに回答いただきますようご協力をお願いいたします。

令和元年11月

鳥取市

### ご記入にあたって

- このアンケート調査は、18歳以上の市民の皆様の中から、無作為抽出した2,000名（男女とも1,000名ずつ）の方々をお願いしています。
- ご記入は、**宛名の方ご本人**をお願いします。  
なお、宛名の方がご自身で記入できない場合には、ご家族の方などの代理記入でも構いません。
- 個人を特定する情報の収集及び公表は一切いたしません。また、調査票がこの調査以外に使用されることはありません。
- 回答内容は、すべて統計的に処理いたしますので、回答がそのまま発表されることはありません。（調査結果は、ホームページなどで公表いたします。）
- この調査票は、原則、**令和元年11月1日現在**でご記入ください。
- 回答していただいた調査票は、**令和元年12月 日( )**までに、同封の返信用封筒を使用して無記名でご返送ください。

【問い合わせ先】 鳥取市総務部 人権政策局  
男女共同参画課  
〒680-8571 鳥取市尚徳町116  
電話 0857-20-3166  
ファクシミリ 0857-20-3052  
電子メール danjyo@city.tottori.lg.jp

質問ごとに、あなたのお考えや状況にあてはまる番号に○印をつけてください。  
回答は、ほとんどが選択式になっていますが、一部記述式の箇所もあります。

### はじめに

調査を統計的に分析するために、あなた自身のことについておたずねします。

#### あなたの性別はどちらですか。

- 男性
- 女性

#### あなたの年齢は満で何歳ですか。

- 18～19歳
- 20～29歳
- 30～39歳
- 40～49歳
- 50～59歳
- 60～69歳
- 70歳以上

#### あなた自身の主たる職業はどれに該当しますか。（◎は1つだけ）

- 自営業主 (農林漁業、商工業、サービス業、自由業など)
- 家族従業員 (農林漁業、商工業、サービス業、自由業など)
- フルタイムの勤め人《正規》 (正社員、正職員など)
- フルタイムの勤め人《非正規》 (派遣社員、契約社員など)
- パートタイムの勤め人 (パートタイマー、臨時職員、アルバイト、内職など)
- 無職 (専業主婦、専業主夫、学生、失業中など)
- その他 ( )

#### あなたには配偶者がいますか。（事実婚を含む）

- 未婚である
- 配偶者が有り、その配偶者は仕事をしている
- 配偶者が有り、その配偶者は無職である
- 配偶者と離別・死別した

あなたのご家族（世帯）はどれに該当しますか。

- 1 単身世帯 (ひとり暮らし、単身赴任)
- 2 一世代世帯 (夫婦・パートナーのみ)
- 3 二世帯世帯 (親と子)
- 4 三世帯世帯 (親と子と孫、または祖父母と親と子)
- 5 その他の世帯

一番下のお子さん、お孫さんはどれに該当しますか。

- 1 未就学児で幼稚園や保育園に通っていない
- 2 幼稚園や保育園などに通っている
- 3 小学生
- 4 中学生
- 5 高校生
- 6 それ以上

表現変更

## I 男女共同参画・男女平等

問1 「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどのように思いますか。 (◎は1つ)

- 1 同感である
- 2 どちらかといえば同感である
- 3 どちらかといえば反対である
- 4 反対である
- 5 どちらともいえない

問2-1 家庭での役割について主に誰がしていますか。 ((1)~(10)について◎は1つずつ)

※「10 該当なし」は、現在(1)~(10)の状況に該当がない(いない)場合に○をしてください。

	本人	配偶者	娘、子の妻など	息子、子の夫など	母、祖母など	父、祖父など	姉妹	兄弟	その他	※該当なし
(1) 学校等の行事への出席	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
(2) 町内会等の行事への出席	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
(3) 冠婚葬祭への出席	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
(4) 食事づくり	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
(5) 食器等の後片付け	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
(6) 洗濯	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
(7) 買い物	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
(8) 掃除	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
(9) ごみ出し	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
(10) 育児、子どもの教育・しつけ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
(11) 病人・高齢者の介護	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

問2-2 あなたが家事・育児・介護をしている時間の合計は1日あたりになるとどれくらいですか (◎は1つ)

- 1 30分未満
- 2 30分以上1時間未満
- 3 1時間以上2時間未満
- 4 2時間以上

問3 「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てた方がよい」という考え方についてどのように思いますか。 (◎は1つ)

- 1 そう思う
- 2 どちらかといえばそう思う
- 3 どちらかといえばそう思わない
- 4 そう思わない
- 5 どちらともいえない

問4 結婚についてどのように思いますか。(①～⑨)について○は1つずつ

	賛成である	どちらかといえば賛成である	どちらかといえば反対である	反対である	わからない
① 女性は結婚した方が幸せである	1	2	3	4	5
② 男性は結婚した方が幸せである	1	2	3	4	5
③ 結婚は個人の自由だから、結婚してもしなくてもどちらでもよい	1	2	3	4	5
④ 夫は外で働き、妻は家庭を守る方がよい	1	2	3	4	5
⑤ 女性は結婚したら、自分自身のことより、夫や子どもなど家庭を中心に考えて生活した方がよい	1	2	3	4	5
⑥ 結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない	1	2	3	4	5
⑦ 結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい	1	2	3	4	5
⑧ 結婚しても夫婦が別々の姓(名字)を選択できる方がよい	1	2	3	4	5
⑨ 同性同士の結婚も認められる方がよい	1	2	3	4	5

問5 次のような分野で男女の地位が平等になっていると思いますか。(①～⑦)について○は1つずつ

	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等になっている	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない
① 家庭生活	1	2	3	4	5	6
② 職場	1	2	3	4	5	6
③ 学校教育の場	1	2	3	4	5	6
④ 社会的慣習や風潮	1	2	3	4	5	6
⑤ 法律や制度上	1	2	3	4	5	6
⑥ 地域・社会活動の場	1	2	3	4	5	6
⑦ 社会生活全体	1	2	3	4	5	6

問6 主に女性の人権が尊重されていないと感じるのはどのようなことについてですか。(①～⑦)について○は1つずつ

	感じる	どちらかといえば感じる	どちらとも言えない	どちらかといえば感じない	感じない	わからない
① 職場における待遇・人事などの格差	1	2	3	4	5	6
② 男女の固定的役割分担意識の存在	1	2	3	4	5	6
③ 社会的慣習や風潮、制度	1	2	3	4	5	6
④ 職場におけるセクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)	1	2	3	4	5	6
⑤ 配偶者や恋人などからの暴力、暴言	1	2	3	4	5	6
⑥ 商品とは直接関係のない水着姿などを使用した広告	1	2	3	4	5	6
⑦ 容姿を競うコンテスト	1	2	3	4	5	6

問7 職場の管理職に女性が少ないのはどのような理由からだと思いますか。(○は2つ以内)

- 1 社会的慣習や風潮
- 2 女性の能力開発の機会が不十分である
- 3 女性の社会進出の条件整備が不十分である
- 4 家事などの負担が過重である
- 5 適性などに女性と男性の差がある
- 6 わからない
- 7 その他 ( )

問8 女性の議員が少ないのはどのような理由からだと思いますか。(○は2つ以内)

- 1 社会的慣習や風潮
- 2 女性の能力開発の機会が不十分である
- 3 女性の社会進出の条件整備が不十分である
- 4 家事などの負担が過重である
- 5 適性などに女性と男性の差がある
- 6 わからない
- 7 その他 ( )

問9 10年前に比べて男女平等が進んだと思いますか。(○は1つ)

- 1 大いに進んだと思う
- 2 やや進んだと思う
- 3 あまり進んでいないと思う
- 4 まったく進んでいないと思う
- 5 わからない
- 6 その他 ( )

**問10 男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために何が重要であると思いますか。(◎は2つ以内)**

- 1 法律の改正、制度や運用の見直し
- 2 社会的慣習や風潮を改める
- 3 女性の能力開発の機会を設ける
- 4 女性が意識を高めるよう啓発や情報提供を行う
- 5 女性があらゆる分野の活動に積極的に参画する
- 6 男性の家事などの技能を高める機会を設ける
- 7 男性が意識を高めるよう啓発や情報提供を行う
- 8 労働時間の短縮や休暇制度の充実・利用促進を行う
- 9 わからない
- 10 その他 ( )

## II 地域・社会

**問11-1 現在、「地域・社会」でどのような活動をしていますか。(あてはまるものすべてに◎)**

- 1 町内会や自治会などの活動
- 2 P T A活動
- 3 子ども会や青年会、女性会などの活動
- 4 文化、教養、趣味などのサークル活動
- 5 女性団体の活動
- 6 老人クラブ活動
- 7 ボランティア活動
- 8 民生委員や審議会委員など公的な委員活動
- 9 各種市民運動
- 10 国際交流に関する活動(日本語ボランティア・外国を知るセミナー・留学生との交流会なども含む)
- 11 その他

12 活動していない

**問11-2 今後の活動についてどのようにお考えですか。(あてはまるものすべてに◎)**

- 1 仕事の時間にゆとりがあれば活動したい
- 2 育児や介護の交代があれば活動したい
- 3 家の近くに施設や活動の場があれば活動したい
- 4 経済的にゆとりがあれば活動したい
- 5 グループ活動に良い指導者がいれば活動したい
- 6 活動したくない
- 7 その他 ( )

**問12 女性が「地域・社会」活動に参加することについてどのように思いますか。(◎は1つ)**

- 1 さらに積極的に参加した方がよい
- 2 現状の範囲で参加した方がよい
- 3 参加しない方がよい
- 4 わからない
- 5 その他 ( )

**問13 女性が「地域・社会」活動に参加するには何が必要であると思いますか。(◎は2つ以内)**

- 1 家族の理解と協力
- 2 隣り近所の理解と協力
- 3 保育施設やホームヘルパー等の整備
- 4 女性センターや集会所等、社会活動をするための施設の整備
- 5 女性自身の意欲と関心
- 6 行政の指導、情報の提供
- 7 リーダーの育成
- 8 大学の一般公開講座の開催
- 9 市民講座、教養講座等の開催
- 10 わからない
- 11 その他 ( )

**問 14-1 自治体の防災・災害対策の体制づくりにおいて男女共同参画の視点で、特に何が必要であると思いますか。(〇は2つ以内)**

- 1 災害対策に女性の視点を入れるため、災害対策本部に女性を配置すること
- 2 地域防災計画策定過程における女性の参画
- 3 防災会議委員への女性の積極的な登用
- 4 防災関係者に対する男女共同参画の意識づくり
- 5 その他 ( )

**問 14-2 地域の防災・災害対策において男女共同参画の視点で、特に何が必要であると思いますか。(〇は2つ以内)**

- 1 男女共同参画の視点での防災に関する研修会などの学習機会
- 2 防災訓練や防災研修会へ男女ともに積極的に参加すること
- 3 女性の防災リーダーや女性消防団員等の育成や役員への登用
- 4 自主防災組織に女性が增えるよう努めること
- 5 男女がともに安全・安心に避難所を利用するための避難所運営マニュアル
- 6 その他 ( )

**問 14-3 避難所において男女共同参画の視点で、特に何が必要であると思いますか。(〇は2つ以内)**

- 1 避難所の運営体制への女性の参画
- 2 避難所の設営や設備について女性の視点が活かされること
- 3 生活に必要な物資の供給や配布について、女性担当者を配置すること
- 4 乳幼児や要介護者等のいる家庭に配慮したスペース割りをすること
- 5 防犯体制を充実すること(セクハラや性犯罪などの防止も含む)
- 6 保健師や看護師等の配備
- 7 相談体制の充実(メンタルケア、健康相談、女性相談等)
- 8 その他 ( )

### III 女性の就業と労働環境

**問 15 女性が職業を持つことについてどのようにお考えですか。(〇は1つ)**

- 1 女性は職業を持たない方がよい
- 2 結婚するまでは仕事をし、結婚後は家庭に入る方がよい
- 3 結婚後も子どもができるまでは仕事を続け、産まれたら家事、育児に専念する
- 4 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい
- 5 結婚、出産にかかわらず仕事を続けた方がよい
- 6 結婚後は家にいて、家事と両立できる仕事を持つ方がよい
- 7 その他 ( )

**問 16 女性が仕事を続けていく上での支障としてどのようなことがあると思いますか。(①～⑦について〇は1つずつ)**

	あてはまる	どちらかといえばあてはまる	どちらとも言えない	あてはまらない	あてはまらない
(1) 乳幼児の養育	1	2	3	4	5
(2) 子どもの教育	1	2	3	4	5
(3) 家族の介護	1	2	3	4	5
(4) 自分の健康の問題	1	2	3	4	5
(5) 職場の条件や制度	1	2	3	4	5
(6) セクシュアル・ハラスメント	1	2	3	4	5
(7) その他のハラスメント (パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど)	1	2	3	4	5

**問 17 女性が仕事を継続していくためにはどのようにすればよいとお考えですか。(〇は3つ以内)**

- 1 賃金、昇進、定年などに差別をなくし、女性の能力を正しく評価する
- 2 労働時間や休暇取得の面を配慮する
- 3 保育設備、福利厚生施設を完備させる
- 4 女性の育児休業制度や再雇用制度を普及させる
- 5 男性の育児休業制度を普及させる
- 6 介護休暇、介護休業制度を普及させる
- 7 病児保育の充実
- 8 学童保育の充実
- 9 家族の理解を高め、女性の家事・育児の負担を減らす
- 10 女性自身が自覚を持つ
- 11 社会全体の理解を高める
- 12 継続していくための条件は整っている
- 13 わからない
- 14 その他 ( )

問 18 《「就労中の方」または「就労した経験がある方」におたずねします》  
 女性が仕事を続けるうえで不利だと思われることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

- 1 賃金、昇給、定年などに格差があること
- 2 労働時間や休暇取得の制度に不備があること
- 3 保育環境・条件が完備していないこと
- 4 福利厚生施設が完備していないこと
- 5 育児休業の取得ができないこと
- 6 介護休業の取得ができないこと
- 7 管理職の登用に格差があること
- 8 能力開発の機会が少ないこと
- 9 わからない
- 10 その他（ ）

問 19 《「自営業の方」または「家族従業員の方」におたずねします》  
 現在の職場はどのような状況ですか。（あてはまるものすべてに○）

- 1 女性が経営の方針決定過程に参画している
- 2 女性が自営に必要な講習会に参加している
- 3 労働時間が定められている
- 4 休暇が定められている

#### IV 家庭生活（子育て、介護等）

問 20 《「就労中の方」におたずねします》  
 家族で育児や介護をする必要が生じた場合に、あなた自身が「育児休業」「介護休業」を取得したいと思いますか。（(1)(2)について○は1つずつ）

	給与の補償があれば利用したい	給与の補償がなくても利用したい	給与の補償があっても利用しにくい	利用しない	わからない
(1) 育児休業	1	2	3	4	5
(2) 介護休業	1	2	3	4	5

問 21 《「就労中の方」におたずねします》  
 「育児休業」「介護休業」を利用する場合の問題点について、現在の職場ではどのように思いますか。（(1)~(4)について○は1つずつ）

	あてはまる	どちらかといえばあてはまる	どちらとも言えない	どちらかといえばあてはまらない	あてはまらない
(1) 子育てや介護は女性の役割だという意識が強い	1	2	3	4	5
(2) 職場での理解が得られない	1	2	3	4	5
(3) 仕事が忙しくて取る暇がない	1	2	3	4	5
(4) 収入が大きく減る	1	2	3	4	5

問 22 あなたが介護される立場になったとき誰に介護してもらおうことになると思いますか。（○は1つ）

- 1 配偶者
- 2 娘
- 3 息子
- 4 子の妻（息子の配偶者）
- 5 子の夫（娘の配偶者）
- 6 姉妹
- 7 兄弟
- 8 施設等
- 9 ホームヘルパー
- 10 わからない
- 11 その他（ ）

問 23 家族の介護、子育てを主に女性が担うことについてどのように思いますか。 ((1)/(2)について○は1つずつ)

	好ましい	やむを得ない	好ましくない	わからない
(1) 介護について	1	2	3	4
(2) 子育てについて	1	2	3	4

問 24-1 あなた自身が今、不安なこと、いつも気にかかっていることがありますか。 (○は2つ以内)

- 1 健康のこと
- 2 家族のこと
- 3 子育てのこと
- 4 介護のこと
- 5 老後の生活のこと
- 6 自分自身の将来のこと
- 7 人間関係のこと
- 8 仕事・職業のこと
- 9 災害・防災のこと
- 10 ない
- 11 その他 ( )

問 24-2 そのことについて具体的にしたことありますか。 (○は2つ以内)

- 1 家族に相談した
- 2 友人に相談した
- 3 職場や学校に相談した
- 4 相談機関(窓口)に相談した
- 5 何もしていない
- 6 その他 ( )

問 24-3 何もしていない理由は何ですか。 (○は2つ以内)

- 1 相談しにくい内容だから
- 2 相談できる人が周りにいないから
- 3 相談できる機関や窓口を知らないから

問 25 あなた自身が生きがいをを感じるのはどんなときですか。 (○は2つ以内)

- 1 子どもの育児や成長を見守ったりするとき
- 2 家族が健康で仲良く暮らすとき
- 3 家事をきりもりするとき
- 4 趣味や娯楽で余暇を楽しむとき
- 5 職業や仕事についているとき
- 6 社会活動・地域活動などに参加しているとき
- 7 友達とつきあっているとき
- 8 生きがいを感しない
- 9 わからない
- 10 その他 ( )

## V 配偶者、恋人などからの暴力

問 26-1 「ドメスティック・バイオレンス (DV)」「セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)」「ストーカー行為」について、経験したり、見聞きしたことがありますか。 ((1)~(3)について○は1つずつ)

	直接受けたことがある	身近(親族、友人など)に受けた人がいる	受けた人から相談されたことがある	実際に経験したり見聞きしたことはないが内容は知っている	言葉は聞いたことがあるが内容は知らない	言葉を聞いたことがなく内容も知らない
(a) 配偶者、恋人、パートナーから身体的・心理的な暴力を受けるDV	1	2	3	4	5	6
(b) セクハラ、性的いやがらせ	1	2	3	4	5	6
(c) 同じ人につきまとわれたり、執拗に電話をかけられるなどの、いわゆるストーカー行為	1	2	3	4	5	6

問 26-2 その後どのような対応をしましたか。 ((1)~(3)であてはまるものすべてに○)

	相談機関に相談した	家族や友人に相談した	相談したかったが相談機関や窓口がわからなかった	どこにも(誰にも)相談しなかった	その他
(a) 配偶者、恋人、パートナーから身体的・心理的な暴力を受けるDV	1	2	3	4	5
(b) セクハラ、性的いやがらせ	1	2	3	4	5
(c) 同じ人につきまとわれたり、執拗に電話をかけられるなどの、いわゆるストーカー行為	1	2	3	4	5

問 27 DV、セクハラなどをなくするために何が重要だと思いますか。 (あてはまるものすべてに○)

- 1 法律や制度の見直しを行う
- 2 犯罪の取り締りを強化する
- 3 関係機関の窓口に女性担当者を増員するなど、被害者が届けやすい環境をつくる
- 4 被害者のための相談機関や保護施設を整備する
- 5 被害者を支援し、暴力に反対する市民運動を盛り上げる
- 6 加害者に対する再教育を行う
- 7 家庭・学校における男女平等についての教育を充実させる
- 8 過激な内容のビデオソフト、ゲームソフト等の販売や貸出しを制限する
- 9 メディアが倫理規定に基づいて、自主的な取組をする
- 10 有害なネットサイト、携帯サイトを規制する
- 11 その他 ( )

問 28 新聞・雑誌・テレビ・インターネットなどメディアにおける性や暴力の表現についてどのように思いますか。 (あてはまるものすべてに○)

- 1 女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ
- 2 社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている
- 3 女性に対する犯罪を助長するおそれがある
- 4 過度な情報や表現を子どもの目に触れないようにする配慮が足りない
- 5 女性のイメージや男性のイメージについて偏った表現が多い
- 6 特に問題はない
- 7 わからない
- 8 その他 ( )

問 29 DVについて相談できる窓口についてご存知の機関はありますか。 (あてはまるものすべてに○)

- 1 鳥取市役所 (こども家庭相談センター)
- 2 鳥取市各人権福祉センター
- 3 福祉相談センター (婦人相談所)
- 4 鳥取県男女共同参画センター (よりん彩)
- 5 警察
- 6 弁護士・弁護士会・日本司法支援センター (法テラス)
- 7 法務局 (常設人権相談所)
- 8 医療関係機関
- 9 地域の相談機関 (人権擁護委員、民生児童委員)
- 10 知っているものはない
- 11 その他 ( )

## VI ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

問30 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っていますか。（○は1つ）

- 1 言葉も内容も知っている
- 2 言葉は聞いたことがあるが、内容まではよく知らない
- 3 言葉も内容も知らない

問31 「仕事」「家事」「プライベート（趣味など）」の優先度をお尋ねします。（前問について○はそれぞれ1つずつ）

	「仕事」を重視	「家事」を重視	「プライベート」を重視	「仕事」と「家事」を重視	「仕事」と「プライベート」を重視	「家事」と「プライベート」を重視	「仕事」と「家事」と「プライベート」のすべてを重視
① あなたの現実に最も近いもの	1	2	3	4	5	6	7
② あなたの希望に最も近いもの	1	2	3	4	5	6	7

問32 「仕事」「家事」「プライベート」の時間のバランスを今後どのようにしたいと思いますか。（①～③について○は1つずつ）

	長くしたい	今のままでよい	短くしたい
① 仕事の時間	1	2	3
② 家事の時間	1	2	3
③ プライベートの時間	1	2	3

問33 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するうえでの問題点はどのようなことだと思われませんか。ご意見をお聞かせください。

## VII 男女共同参画推進に関する施策

問34 鳥取市が実施している施策、事業などを知っていますか。（①～⑥について○は1つずつ）

	知っている	見聞きしたことはあるが内容は知らない	知らない
① 鳥取市男女共同参画推進条例	1	2	3
② 鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」	1	2	3
③ 鳥取市が「男女共同参画宣言都市」である	1	2	3
④ 鳥取市男女共同参画シンボルマーク	1	2	3
⑤ 女（ひと）と男（ひと）とのハーモニーフェスタ	1	2	3
⑥ 鳥取市男女共同参画かがやきプラン	1	2	3
⑦ かがやき企業認定	1	2	3



問35 今後男女共同参画を進めるために、市で特にどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。（○は5つ以内）

- 1 男女共同参画についての普及活動
- 2 男女共同参画活動拠点の整備・充実と活動団体への支援
- 3 女性の社会的な自立を目指す講座などの拡充
- 4 学校における男女平等の教育
- 5 経営者・事業主に対する意識啓発
- 6 福祉・健康・労働など女性に関する相談業務
- 7 保育所の対応の拡充
- 8 市の審議会などへの女性の登用
- 9 高齢者介護等の福祉施策の充実
- 10 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 11 関連法令の遵守の促進
- 12 わからない
- 13 その他（ ）

問36 今後男女平等の社会を実現するために、学校教育の場で特にどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。（○は3つ以内）

- 1 授業や日常の活動の中で、男女平等の意識を育てる指導を行う
- 2 さまざまな教育活動を通して、性別ではなく、個性や能力を生かせる指導の充実
- 3 教職員への男女平等教育に関する研修の充実
- 4 人権尊重の立場に立った教育の充実
- 5 管理職や主任級に女性職員を登用する
- 6 性に関する教育の充実
- 7 わからない
- 8 その他（ ）

## VIII 男女共同参画推進に関する意見

問 37 男女共同参画をさらに進めるためには、どのようなことをすべきだと思われますか。  
ご意見をお聞かせください。

調査にご協力いただきありがとうございました。

同封の返信用封筒で、令和元年 12 月 日( )までに、ご返送ください。

# 令和元年度 企業意識調査

## 企業における男女共同参画に関する調査票

### 企業における男女共同参画に関する調査(お願い)

皆様には、日ごろから市政に対しまして、ご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。  
鳥取市では、「男女共同参画都市宣言」や「第3次男女共同参画かがやきプラン策定」などを行い、『女性と男性が社会のあらゆる分野に共に参画し、性別にとらわれることなくその個性と能力を發揮し、いきいきと暮らせる「男女共同参画社会」の実現』をめざして取り組んでいます。  
また、令和2年度には現状に即した新たな男女共同参画プランを策定し、より一層施策の推進を図っていくこととしております。

このため、市内企業を対象とした男女共同参画の実態について調査を行うこととしました。

つきましては、ご多忙中誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

令和元年11月

鳥取市

#### ご記入にあたって

- このアンケート調査は、市内で常用雇用者10人以上の事業所の中から500社を抽出してお願いしています。
- ご記入は、貴社において**男女共同参画および女性対策等を担当されている方**、あるいは**人事・労務・職員厚生等を担当されている方**にお願いいたします。本社が別にある場合でも、送付させていただいた支社、事業所等についてご回答ください。
- 貴社(事業所)を特定する情報の収集及び公表は一切しません。また、調査票がこの調査以外に使用されることはありません。
- 回答内容は、すべて統計的に処理いたしますので、回答がそのまま発表されることはありません。(調査結果は、ホームページなどで公表します。)
- この調査票は、原則、**令和元年11月1日現在**でご記入ください。
- 回答していただいた調査票は、**令和元年12月 日( )**までに、同封の返信用封筒を使用して無記名でご返送ください。

【問い合わせ先】鳥取市総務部 人権政策局  
男女共同参画課  
〒680-8571 鳥取市尚徳町 116  
電話 0857-20-3166  
ファクシミリ 0857-20-3052  
電子メール danjyo@city.tottori.lg.jp

質問ごとに、貴社(事業所)のお考えや状況にあてはまる番号に○印をつけてください。  
回答は、ほとんどが選択式になっていますが、一部記述式の箇所もあります。

#### はじめに

調査を統計的に分析するために、貴社(事業所)についておたずねします。

#### 業種について (◎は1つだけ)

- 1 建設業
- 2 製造業
- 3 電気・ガス・水道業
- 4 運輸・通信業
- 5 卸売・小売業、飲食業
- 6 金融・保険業
- 7 不動産業
- 8 サービス業
- 9 その他

#### 従業員の雇用形態別人数について

雇用形態	従業員数	内訳	
		男	女
正社員			
非正社員(パート、アルバイトなど)			
臨時雇用(日々雇用又は1ヶ月未満雇用)			
派遣社員			
合計			

#### 役員・管理職の人数について

職名	人数	内訳	
		男	女
役員			
管理職			
合計			

## I 男女共同参画の職場とするための積極的な改善について

問1-1 どのような改善に取り組まれていますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 女性の募集・採用の拡大をしている
- 2 女性が少なかった職種や職務に、女性を配置している
- 3 女性の管理職を積極的に登用している
- 4 人事評価基準、昇進・昇格基準等を明確にしている
- 5 継続して就業できるよう配置・転勤等を考慮している
- 6 仕事と家庭の両立ができるよう労働時間に配慮している
- 7 その他 ( )
- 8 なにもしていない

▶ 問1-2 改善に取り組まれた結果、どのような効果が得られましたか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 職場の雰囲気がよくなって活気が出た
- 2 女性の就業年数が延びた
- 3 女性のチャレンジ意欲が向上した
- 4 女性の責任感が向上した
- 5 女性の活躍が会社の利益に貢献した
- 6 外部の評価・企業イメージが向上した
- 7 就職希望者が増加した
- 8 その他 ( )
- 9 特になし

▶ 問1-3 あなたの会社で、積極的な改善策に取り組まれたきっかけは何ですか。(○は2つ以内)

- 1 経営者の意識
- 2 従業員の男女共同参画意識の向上
- 3 女性従業員のチャレンジ意欲の向上
- 4 人材の確保
- 5 労働組合からの要請
- 6 法の整備や社会の変革などによる要請
- 7 その他 ( )

▶ 問1-4 今後、どのような改善に取り組まれる予定ですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 女性の募集・採用の拡大を行う
- 2 女性が少なかった職種や職務に、女性の配置を進める
- 3 女性の管理職を積極的に登用する
- 4 人事評価基準、昇進・昇格基準等を明確にする
- 5 継続して就業できるよう配置・転勤等を考慮する
- 6 仕事と家庭の両立ができるよう労働時間に配慮する
- 7 その他 ( )
- 8 特に予定はない

問2 男女共同参画に関する研修(平成30年)を行ったことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 社外研修に参加した
- 2 社内研修を実施した
- 3 なにもしていない

問3 女性の能力を積極的に開発・向上するための機会を設けていますか。(○は1つ)

- 1 いる ( )
- 2 いない

問4 女性の登用を推進するうえで、どのような問題点がありますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 女性の勤続年数が短い
- 2 家庭での家事・育児などの負担を考慮する必要がある
- 3 女性は昇格や管理職等会社運営の立場となることを希望しない
- 4 時間外勤務、深夜勤務をさせにくい
- 5 女性のための就業環境の整備にコストがかかる
- 6 重量物の取り扱いや危険有害業務について、法律上の制約がある
- 7 管理職の男性や同僚の男性の認識、理解が不十分である
- 8 顧客や取引先を含め社会一般の理解が不十分である
- 9 問題はない
- 10 その他 ( )

## II 育児・介護休業制度について

### 問5-1 育児休業制度について (◎は1つ)

- 1 制度を就業規則に入れている
- 2 就業規則には入っていないが実施したことがある
- 3 制度を取り入れることとしている (予定がある)
- 4 その他 ( )
- 5 制度を取り入れる予定はない

### 問5-2 平成30年の育児休業制度の利用について (◎は1つ)

- 1 利用があった
- 2 利用がなかった
- 3 対象者がなかった

人数	内訳	
	男性	女性

### 問6-1 介護休業制度について (◎は1つ)

- 1 制度を就業規則に入れている
- 2 就業規則には入っていないが実施したことがある
- 3 制度を取り入れることとしている (予定がある)
- 4 その他 ( )
- 5 制度を取り入れる予定はない

### 問6-2 平成30年の介護休業制度の利用について (◎は1つ)

- 1 利用があった
- 2 利用がなかった
- 3 対象者がなかった

人数	内訳	
	男性	女性

## III セクシュアル・ハラスメントなどについて

次の説明をご覧になったあと、質問にお答えください。

「セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)」とは  
職場において相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的な言動をいう。

「パワー・ハラスメント (パワハラ)」とは  
同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為をいう。

「マタニティ・ハラスメント (マタハラ)」とは  
働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めなどをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせをいう。

「パタニティ・ハラスメント (パタハラ)」とは  
男性社員が、育児休暇を取得したり、育児支援目的の短時間勤務を取得することへの妨害や嫌がらせをいう。

### 問7 セクシュアル・ハラスメントなどの防止に関する方針について ((1)(2)について◎は1つずつ)

	方針を文書化している	方針を文書化していないが対策を講じている	方針を文書化する予定がある	方針を文書化する予定はない
(1) セクシュアル・ハラスメント	1	2	3	4
(2) その他のハラスメント (パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントなど)	1	2	3	4

問8 セクシュアル・ハラスメントなどの防止のためにどのような対策を実施していますか。  
 ((1)(2)についてあてはまるものすべてに○)

※「4 その他」の場合は、( )内にその内容をご記入ください。

	職場の方針、マニュアル等 を文書にして配布 または掲示している	社内報・ポスター等での 広報、職場での研修等 で意識啓発に努めている	相談・苦情の窓口、 担当者を設置している	( ) その他 ( )	なにもしていない
(a) セクシュアル・ハラスメント	1	2	3	4	5
(b) その他のハラスメント (パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント パタニティ・ハラスメントなど)	1	2	3	4	5

問9 セクシュアル・ハラスメントなどの相談・苦情に対応される相談員について ((1)(2)について○は1つずつ)

※「5 その他」の場合は、( )内にその内容をご記入ください。

	男性相談員がいる	女性相談員がいる	男女の相談員がいる	定められた相談員はなく その都度対応する	( ) その他 ( )	なにもしていない
(a) セクシュアル・ハラスメント	1	2	3	4	5	6
(b) その他のハラスメント (パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント パタニティ・ハラスメントなど)	1	2	3	4	5	6

#### IV ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

次の説明をご覧になったあと、質問にお答えください。

「ワーク・ライフ・バランス」とは  
 「仕事と生活の調和」と訳され、『仕事、家庭生活、地域生活、個人の啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態』のことです。  
 これにより、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいて、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できる社会となります。

問10 「ワーク・ライフ・バランス」について知っていますか。 (○は1つ)

- 1 よく理解している
- 2 だいたい理解している
- 3 言葉は聞いたことがあるが、内容まではよく知らない
- 4 言葉も内容も知らない

問11 「ワーク・ライフ・バランス」を企業で推進していくことについて (○は1つ)

- 1 必要である
- 2 どちらかといえば必要である
- 3 あまり必要ではない
- 4 必要ではない
- 5 わからない

問12 「ワーク・ライフ・バランス」について何か取組みをしていますか。 (○は1つ)

- 1 取組をしている
- 2 取組をしていない

問13 「ワーク・ライフ・バランス」を企業で推進していく効果についてどのように感じられますか。  
 ((1)~(6)について○は1つずつ)

	効果がある	どちらかといえば効果がある	どちらとも言えない	どちらかといえば効果がない	効果がない	わからない
(a) 優秀な人材や女性人材の確保・維持	1	2	3	4	5	6
(b) コスト低減（人材育成の経費を含む）	1	2	3	4	5	6
(c) 従業員の士気・モチベーション・モラルの向上	1	2	3	4	5	6
(d) 業務改善への関心の高まり	1	2	3	4	5	6
(e) 採用応募者の増加	1	2	3	4	5	6
(f) 企業イメージ・評価の向上	1	2	3	4	5	6

問 14 貴社（事業所）で次の取組みをしていますか。（あてはまるものすべてに○）

- 1 短時間勤務制度
- 2 所定外労働の免除
- 3 始業・就業時間の繰り下げ、繰り上げ
- 4 フレックスタイム
- 5 在宅勤務
- 6 就業形態の変更
- 7 再雇用制度（育児・介護により退職した従業員の再雇用）
- 8 産前・産後休暇制度
- 9 休業中の手当支給
- 10 子どものための看護休暇
- 11 時間単位の有給休暇
- 12 半日単位の有給休暇
- 13 学校や地区の行事参加のための休暇
- 14 ノー残業デーの推奨
- 15 年次有給休暇の取得促進
- 16 勤務時間、勤務地、担当業務について希望を聞く
- 17 資格取得などの自己啓発のための休暇
- 18 健康維持（増進）のための休暇
- 19 社会貢献のための休暇
- 20 育児・介護休業中の経済的支援
- 21 自己啓発、健康維持（増進）、社会貢献のための休暇中の経済的支援
- 22 リフレッシュ休暇、アニバーサリー休暇
- 23 その他（ ）

問 15 ワーク・ライフ・バランスを推進するうえでの問題点はどのようなことだと思われますか。  
ご意見をお聞かせください。

## V 男女共同参画推進に関する意見

問 16 男女共同参画をさらに進めるためには、どのようなことをすべきだと思われますか。  
ご意見をお聞かせください。

調査にご協力いただきありがとうございました。

同封の返信用封筒で、令和元年 12 月 日（ ）までに、ご返送ください。

令和 5 年度  
男女共同参画に関する学生意識調査結果  
(簡易インターネットアンケート)

## 1 調査の概要

### (1) 調査の目的

就職前の学生の男女共同参画とワーク・ライフ・バランスに関する意識や働くことに対する考え方について実態を把握し、今後の施策や取組の参考とする。

### (2) 調査方法

#### ① 調査対象

市内の大学及び高校に通う学生

#### ② 調査方法

モバイル端末によりインターネットから回答・集計

### (3) 調査期間 令和 6 年 1 月～令和 6 年 3 月

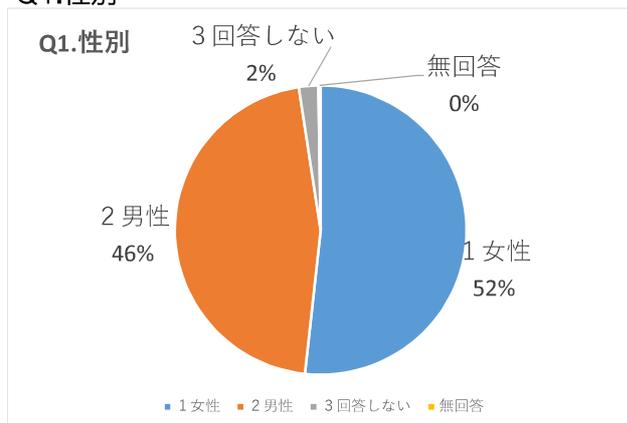
### (4) 調査項目

・就労観、ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画の意識

### (5) 回答者数 375人

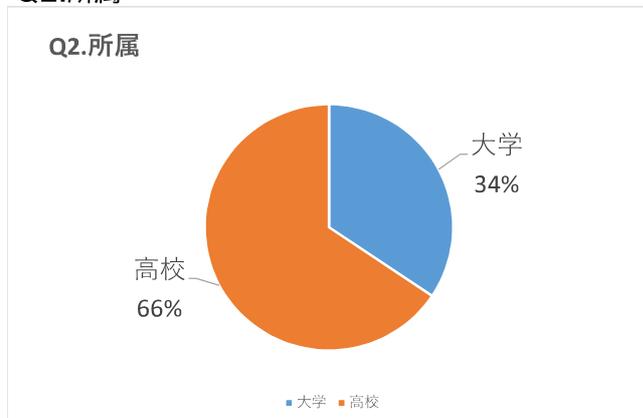
## 2 回答結果

### Q1.性別



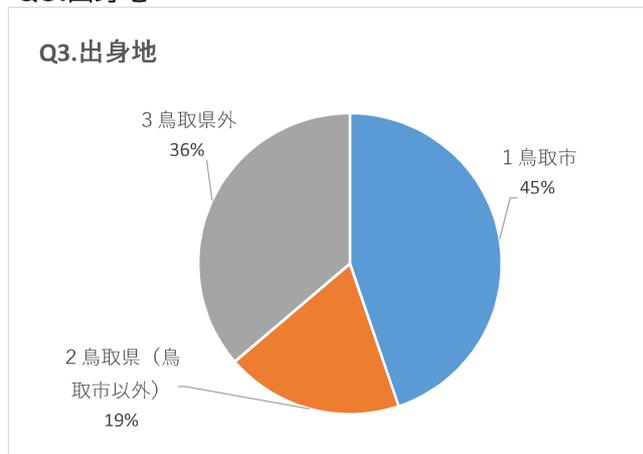
Q1 性別	人数	割合
1女性	194	52%
2男性	172	46%
3回答しない	8	2%
無回答	1	0%
計	375	100%

### Q2.所属



Q2 所属	人数	割合
大学	129	34%
高校	246	66%
計	375	100%

### Q3.出身地



Q3 出身地	人数	割合
1鳥取市	168	45%
2鳥取県(鳥取市以外)	71	19%
3鳥取県外	136	36%
計	375	100%

Q4.仕事・働くことに対して、自分の理想に近いと思うものを選んでください。(2つまで選択)

Q4 仕事・働くことに対して、自分の理想に近いと思うものを2つまで選択		回答者割合
1自分がやりたいことを仕事にしたい	250	66.7%
5給与を重視したい	116	30.9%
9心や身体への負担を少なくして働きたい	77	20.5%
4会社・社会の役に立つように働きたい	60	16.0%
3人として成長するように働きたい	59	15.7%
7長く働けるよう安定した職場で働きたい	54	14.4%
2専門性を磨(みが)きながら働きたい	30	8.0%
6残業が少ないことを優先して働きたい	29	7.7%
8新しいことに挑戦できる職場で働きたい	10	2.7%
10わからない	7	1.9%
計	692	

Q5.就職先を決めるうえで、あなたが重要だと考えるものを選んでください。(3つまで選択)

Q5 就職先を決めるうえで、重要だと考えるものを3つまで選択		回答者割合
3給与	219	58.4%
7職場の雰囲気	182	48.5%
1仕事・業務の内容	171	45.6%
4ワーク・ライフ・バランスの取組	162	43.2%
2やりがい	139	37.1%
8勤務地(働く場所)	55	14.7%
9雇用の安定性	35	9.3%
6企業の成長性	18	4.8%
10世間・周囲の評判	10	2.7%
5組織の理念	8	2.1%
11わからない	4	1.1%
12その他( )	2	0.5%
計	1,005	

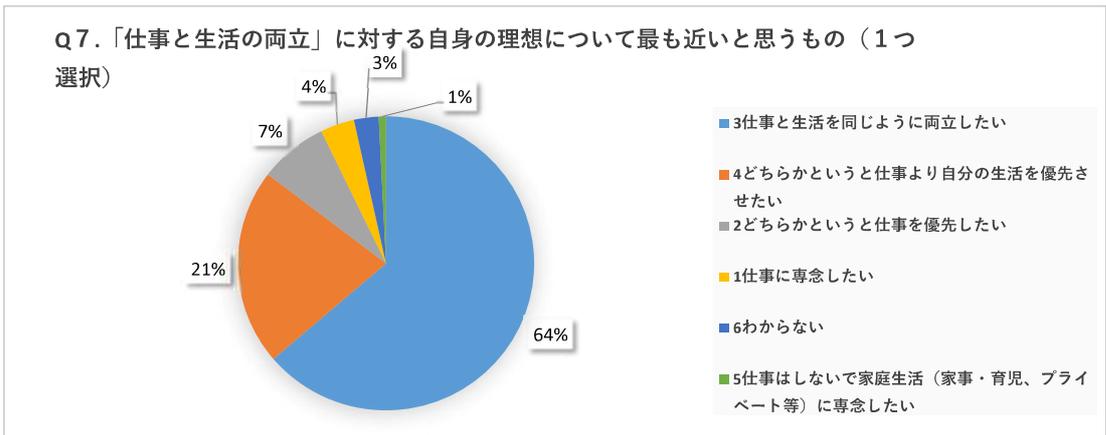
その他：人間関係。上司が優しい人か

Q6.就職活動において企業情報を調べるため、利用するだろうと思うものまたは利用しているものすべてを選択。(複数回答可)

Q6 就職活動で企業情報を調べるために利用するだろうと思うものまたは利用しているものを選択(複数回答可)		回答者割合
1就職情報サイト	250	66.7%
2企業ホームページ	238	63.5%
4インターンシップ	152	40.5%
7家族・知人等	126	33.6%
6インターネットの記事、クチコミ等の情報	124	33.1%
5大学のキャリアセンター、高校の就職相談	109	29.1%
3企業や行政が主催する合同説明会	108	28.8%
8わからない	34	9.1%
9その他( )	3	0.8%
計	1144	

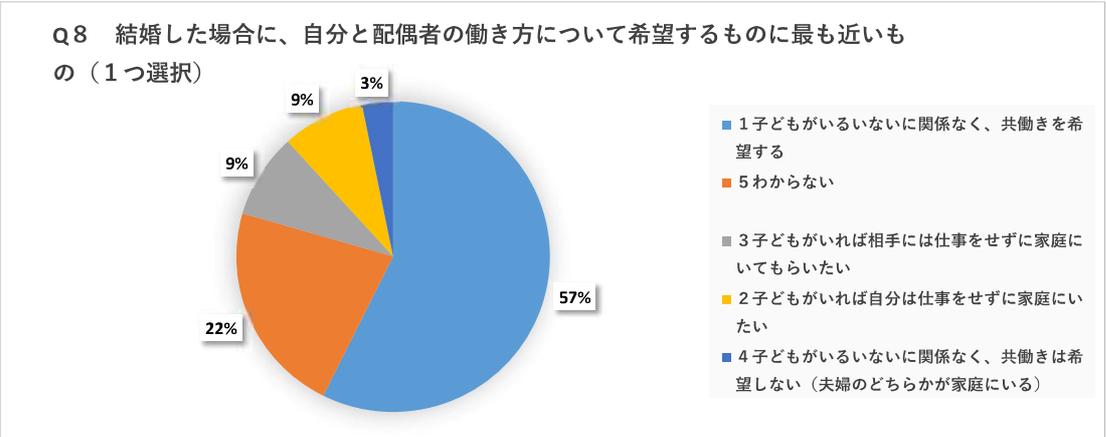
その他：父の会社。OBOGとの交流からの話。大学生協の主催する講座

Q7.「仕事と生活の両立」に対する自身の理想について最も近いと思うもの(1つ選択)



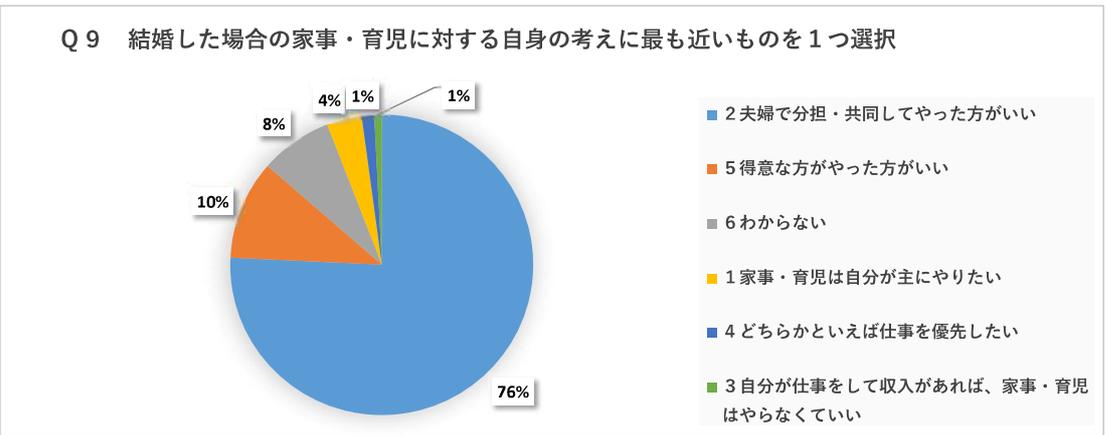
1位	3. 239人
2位	4. 81人
3位	2. 28人
4位	1. 14人
5位	6. 10人
6位	5. 3人

Q8.結婚した場合に、自分と配偶者の働き方について希望するものに最も近いもの(1つ選択)



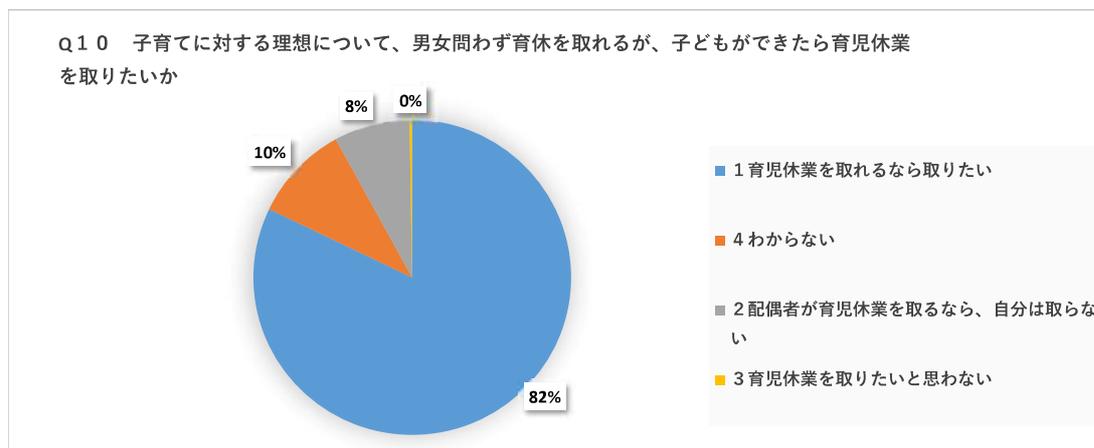
1位	1. 215人
2位	5. 83人
3位	3. 33人
4位	2. 32人
5位	4. 12人

Q9. 結婚した場合の家事・育児に対する自身の考えに最も近いもの(1つ選択)



1位	2. 284人
2位	5. 40人
3位	6. 29人
4位	1. 14人
5位	4. 5人
6位	3. 3人

Q10 子育てに対する理想について、男女問わず育休を取れるが、子どもができたらず育休休業を取りたいか(1つ選択)



1位	1,308人
2位	4,37人
3位	2,29人
4位	3,1人

Q11.社会全体で男女共同参画・仕事と家庭の両立が進むためにどのような職場環境が望ましいと思うか(3つまで選択)

Q11 社会全体で男女共同参画・仕事と家庭の両立が進むためにどのような職場環境が望ましいと思うか3つまで選択	回答者割合
2仕事をしながら子育て・介護をすることに、上司・同僚の理解がある	219 58.4%
1育児・介護支援制度が充実している	184 49.1%
5長時間労働が少ないこと	120 32.0%
6年次有給休暇を取りやすいこと	110 29.3%
3経営トップが率先して、男女ともに働きやすい職場環境づくりに取り組む	74 19.7%
4自分の仕事が適正に評価されること	66 17.6%
7短時間勤務・フレックスタイム制・リモートワークなど多様な働き方を選択できる	65 17.3%
9「男は仕事、女は家庭」といった、性別による固定的役割分担意識の解消に向けた取組	55 14.7%
8ハラスメント防止対策の徹底	43 11.5%
12わからない	20 5.3%
10女性の採用や女性の管理職を増やすなど、女性活躍推進の取組	12 3.2%
11研修制度の充実など仕事のスキルアップができること	12 3.2%
13その他( )	1 0.3%
計	981

その他：保育園や小学校放課後などの充実

女性活躍・男女共同参画を推進するための「人材の育成」を横串に据え、以下の4つの柱に沿って、持続的で広がりのある取組の推進を図る。

## I 企業等における女性活躍の一層の推進 ～活躍する女性人材と企業等で取組を推進する人材の育成～

プライム市場上場企業の女性役員に係る「2030年までに30%以上／2025年までに19%」「2025年までに女性役員ゼロ企業を0%」との目標達成に向けて、取組が進んでいない企業に対する支援強化が必要。⇒女性人材の採用・育成・登用の強化、経営層・管理職など女性登用を推進する人材の意識醸成が鍵。

## II 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進 ～全国各地の女性が経済的に自立するための力の育成とこれを支える人材の育成～

地域における取組を推進し、全国各地における女性活躍・男女共同参画の促進が必要。⇒地域の取組の担い手の育成・専門性の向上や、リーダー層の意識醸成が鍵。

## III 個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現 ～男女共同参画の視点に立った防災・復興、配偶者暴力や性犯罪・性暴力の被害者等を支える人材の育成～

能登半島地震における対応状況の調査・検証を始めとする男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進、女性・平和・安全保障（W P S）の取組強化、配偶者暴力や性犯罪・性暴力への対策の強化、女性のライフステージごとの健康課題への対応など、個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現に向けた取組の強化が必要。⇒現場における女性の参画拡大、相談支援体制の強化が鍵。

## IV 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化 ～あらゆる分野の政策・方針決定過程に参画する女性人材の育成～

あらゆる分野の政策・事業の計画等において男女別の影響やニーズの違いを踏まえることが必要。⇒あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画が鍵。

### I 企業等における女性活躍の一層の推進 ～活躍する女性人材と企業等で取組を推進する人材の育成～

#### (1) 企業における女性の採用・育成・登用の強化

○女性役員登用目標の達成に向けた各企業の行動計画策定の促進、役員候補となる女性人材のパイプライン構築、女性登用の意義や必要性についての企業における理解の浸透を図る。

⇒ 行動計画策定ガイドの作成・周知や好事例の横展開を行う。

・ ロールモデルとなる女性役員等の事例集の作成等、啓発コンテンツの作成や情報提供を行う。

・ 取引所・機関投資家・先進的な取組を行う企業等と連携し、全てのプライム市場上場企業に対する啓発（セミナー開催）等を行う。

○女性活躍や子育て支援に積極的に取り組む企業を支援する。

⇒ 各府省の補助金等において、補助目的に鑑みつつ、取組に積極的な企業に対する加点の優遇措置の拡大・促進に取り組む。

#### (2) 科学技術・学術分野における女性活躍の推進

○理工系分野を目指す女子生徒等の育成に向けて、各地域の大学・高専で理工系の魅力を発信する機会の増加を図る。  
⇒ 若手ロールモデルによる授業等の実施手順の事例等を示した「理工チャレンジ」のプログラムを作成・周知し、地域の各大学・高専における取組を促す。

○プログラミングに関する教育の充実を図る。

⇒ 中学校技術・家庭科（技術分野）や高校情報科の指導体制の充実を推進するとともに、プログラミング教育に関する教員対象の研修会等を実施する。

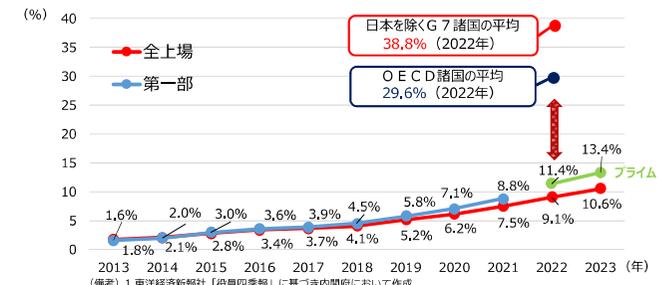
・ 大学・高専における文理を問わず幅広い学生を対象としたプログラミング教育を含む数理・データサイエンス・AI教育を推進する。

#### (3) 女性起業家の支援

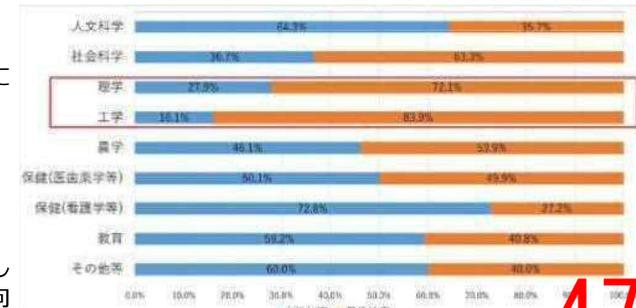
○起業家ネットワークへのアクセスが限定的、資金調達が難しいなどの課題を抱える女性起業家を支援する。

⇒ 金融機関や地域中核企業など様々なステークホルダーを巻き込みつつ、全国各地で女性起業家に対して一貫した支援を提供するネットワークを構築し、事業計画に対する助言を行うとともに、支援者とのマッチングに向けた支援プログラムを実施する。

#### 我が国の女性役員比率の推移



#### 大学（学部）の学生に占める女性の割合



## II 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進 ～全国各地の女性が経済的に自立するための力の育成とこれを支える人材の育成～

### (1) 所得向上、リスクリングの推進

○出産を契機に多くの女性が非正規雇用化する、いわゆる「L字カーブ」の解消に向けて、正規雇用の女性の就業継続を支援するとともに、初職から非正規雇用で働く女性や、過去に妊娠等を契機に非正規雇用となった女性を正社員転換するための取組を進める。

- ⇒ 拡充された非正規雇用労働者の正社員転換及び処遇改善を進める事業主に対する助成の利用を後押しするとともに、非正規雇用労働者に対するリスクリング支援や就職支援に取り組む。また、同一労働同一賃金の遵守の徹底を進める。
- ・在職中の非正規雇用労働者等に配慮した様々な受講日程、実施手法等の職業訓練を試行的に実施することにより、非正規雇用労働者等のキャリアアップに効果的な職業訓練の検証を行う。

○就労に直結するデジタルスキルの習得支援・デジタル分野への就労支援を推進する。

- ⇒ 「女性デジタル人材育成プラン」に基づき、スキル取得からマッチングまで一体的に支援するなど着実に就労に結び付けることが期待される地域の取組を地域女性活躍推進交付金等で重点的に後押しするとともに、就労に結びついた実績のある優良事例を事例集により周知・啓発し、全国への横展開を図る。

○男女間賃金差の公表・分析を一層推進する。男女間賃金格差の大きい業界に着目した取組を進める。

- ⇒ 女性活躍推進法に基づく男女の賃金差に係る情報公表について、義務対象を常用労働者の数が101人以上300人以下の一般事業主への拡大を検討する。
- ・賃金差異分析ツールの開発に取り組むなど、各企業等における自主点検の促進を図る。
- ・男女間賃金格差の大きい業界に着目し、各業所管省庁等を通じた実態把握・分析・課題の整理を踏まえ、業界ごとのアクションプランの策定を促し、取組を進める。

○いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことを可能にする。

- ⇒ 短時間労働者への被用者保険の適用拡大や最低賃金の引上げ等に取り組むことと併せて、「年収の壁・支援強化パッケージ」を着実に実行し、さらに、次期年金制度改正において制度の見直しに取り組む。

### (2) 仕事と育児・介護の両立の支援

○柔軟な働き方の推進や男性の育児休業取得の促進等により、男女問わず育児・介護とキャリア形成との両立を図るとともに、女性への育児負担の偏りを解消する。

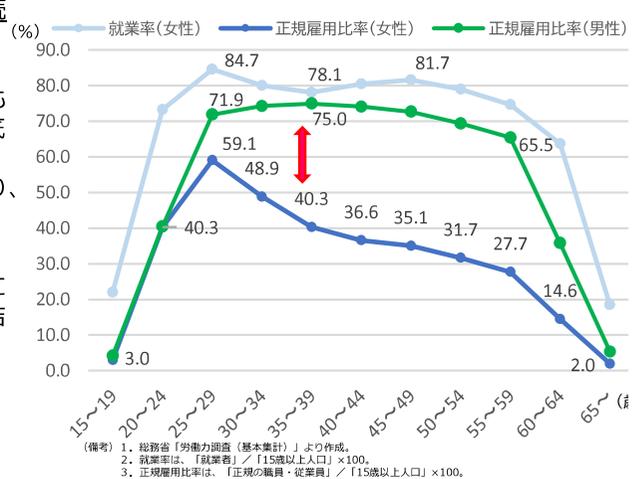
- ⇒ 柔軟な働き方を実現するための措置や、男性の育児休業取得率の公表義務の拡充等を盛り込んだ改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の円滑な施行のため、周知・理解促進、助成金や労務管理の専門家による支援等を行う。
- ・育児・介護休業法の説明会等の機会を捉えて、育児休業の他にも両立支援制度があることや性別によらず利用が可能であること、制度利用時のみならず制度利用後もワーク・ライフ・バランスのとれた働き方が重要であることについて経営層や管理職も含めた周知・啓発を行う。
- ・中小企業事業主が、育児休業や育児短時間勤務中の業務を代替する周囲の社員に応援手当を支給する場合や、育児期の柔軟な働き方に関する制度の導入、円滑な介護休業の取得・職場復帰のための取組等を行った場合の助成措置を講じる。
- ・長時間労働の是正や、多様な正社員制度・選択的週休3日制に関する好事例の周知や導入支援などの労働者のニーズに応じた多様な働き方の環境整備を推進する。
- ・企業が福利厚生として家事支援サービスを提供する取組を促進する観点から、広報等を行う。

### (3) 仕事と健康課題の両立の支援

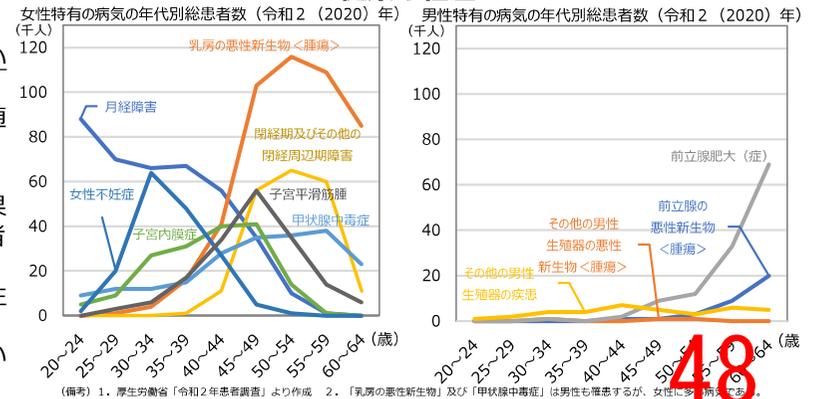
○働く女性の月経、妊娠・出産、更年期等、女性のライフステージごとの健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、女性の活躍を支援する。

- ⇒ プライバシーに十分配慮した上で、労働安全衛生法に基づき事業主が行う健診において、月経随伴症状や更年期障害等の早期発見に資する項目を問診に加え、その実施を促進する。
- ・企業等におけるフェムテック製品・サービスの活用を促進し、好事例の横展開を行う。
- ・健康経営銘柄、健康経営優良法人、なでしこ銘柄等において、女性の健康課題に取り組み、成果を上げている企業や健康保険組合の好事例を集め、他の企業等にも広く周知する。小規模事業者にも取組が広まるよう、健康経営優良法人制度中小規模法人部門の要件緩和等を検討する。
- ・令和7年度末に期限を迎える女性活躍推進法の延長・改正に向けた検討において、事業主が女性特有の健康課題に取り組むことなど、更なる女性活躍推進に向けた検討を行う。
- ・企業における従業員に対する性差に応じた健康課題への理解を促進するためにも、全府省において、職員向けの健康教育に率先して取り組む。

L字カーブの状況 (令和5年)



健康の性差



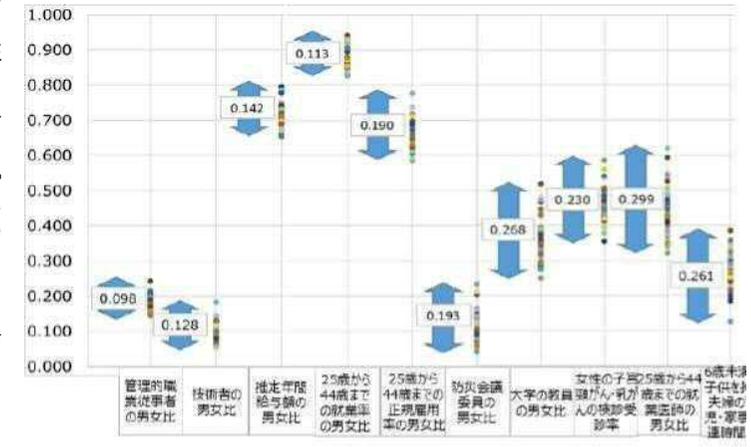
#### (4) 地域における女性活躍・男女共同参画の推進

- 地域の企業における女性活躍を推進し、その担い手を育成する。
  - ⇒ 日本商工会議所や全国商工会連合会、(一社)全国銀行協会、(一社)全国地方銀行協会等と連携しながら、地域において女性の活躍を推進・支援しているリーディングカンパニーにおける取組の把握を含め、各地域の企業の好事例の周知・啓発を行う。
  - ・男女共同参画センター(センター)が地域の企業や経済団体、学校、NPO等と連携し、地域の女性活躍・男女共同参画の推進の担い手を育成できるよう、国立女性教育会館(NWEC)が、センターの協力を得て、センターの職員の専門性向上に資する研修の実施や、センターが企業や経済団体等への研修で用いる研修プログラムや教材の開発に向けて情報の収集や検討を進める。
  - ・就労状況など統計データの整理、全国各地のセンターからの地域における男女共同参画に関する状況と課題等の集約、その分析結果の全国のセンター等への提供など、NWEC及び全国のセンター相互間で必要な知見及びノウハウの共有を可能とするため、情報プラットフォームを新たに構築するための効果的な実施手法等に関する調査研究を行う。

- 地方公共団体における取組の推進の鍵となる地域リーダーの意識醸成・育成を推進する。
  - ⇒ 地域の女性活躍・男女共同参画を推進するリーダー・担い手を育成するため、地域女性活躍推進交付金を活用して、女性の登用のほか、自治会長や地方公共団体の防災会議委員等の地域の女性リーダー育成の取組に対する支援、防災委員への女性登用の好事例の横展開を行う。
  - ・地方議会における女性の政治参画に資する先進的な取組事例を横展開する。
  - ・地域シンポジウム等を通じて自治体における女性活躍推進の好事例の横展開を図るとともに、女性活躍に向けた男性首長のコミットメントの強化を促す。

- 各地域において、人々の中にある固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消と、企業等の広報担当や人事・業務管理に携わる管理職、さらには経営層の意識改革と理解の促進を図り、性別役割分担にとらわれない働き方を推進する。
  - ⇒ 「オールド・ボーイズ・ネットワーク」の存在についてのホームページ・SNS等の様々なコンテンツを活用した情報発信、地方公共団体や経済団体等を対象としたワークショップの開催等の啓発活動を実施する。

都道府県ごとの男女参画状況の可視化



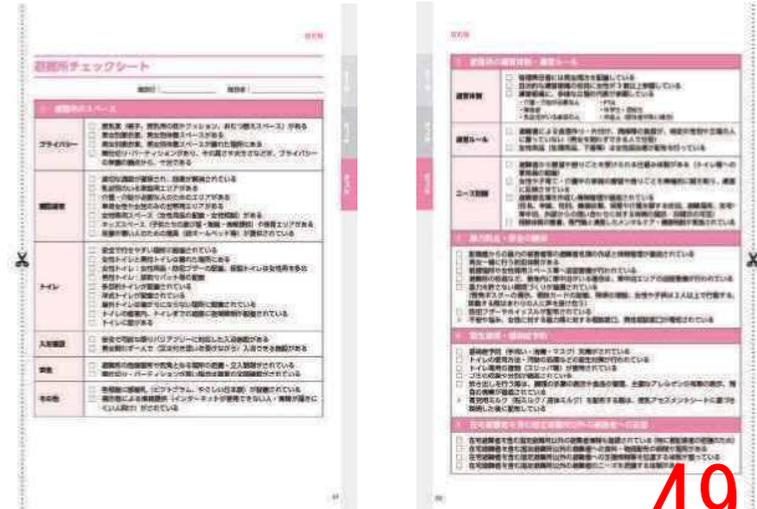
(備考) 独立行政法人国立女性教育会館(NWEC)及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ(第1回)会議資料より抜

### Ⅲ 個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現 ~男女共同参画の視点に立った防災・復興、配偶者暴力や性犯罪・性暴力の被害者等を支える人材の育成~

#### (1) 男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進

- 今般の能登半島地震における災害対応を検証し、今後の対応に活用する。
  - ⇒ 「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を踏まえた災害対応について調査を行い、今後に向けた課題や取組を整理し、報告書を取りまとめる。
- 防災の現場等における女性の参画拡大とこれを推進するリーダー層の意識醸成、国民への啓発を推進する。
  - ⇒ 平常時からの防災・危機管理担当部局への女性職員の配置により、災害時、女性と男性で異なる支援ニーズに適切かつ迅速に対応することが可能となることから、国や地方公共団体の災害対応の現場への女性の参画を促進する。
  - ・指導的立場にある者を含む防災関係者に対し、男女共同参画の視点からの防災・復興に係る研修を充実させる。
  - ・災害の各段階において受ける影響やニーズが女性と男性で違うことや地域防災力を高めるためには女性の参画やリーダーシップが重要であることの理解促進を図るため、こどもの発達段階に応じた防災教育を行う。

#### 男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン(避難所チェックシート)



(出典) 内閣府男女共同参画局「災害対応力を強化する女性の視点~男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン~」(令和2年5月)

## (2) 配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力への対策の強化

○改正配偶者暴力防止法や女性支援新法等の関係法律の施行状況等も踏まえ、配偶者等からの暴力の防止、被害者の保護及び支援、相談体制の整備及び周知等の一層の強化を図る。

- ⇒・改正配偶者暴力防止法や女性支援新法等の関係法律の施行状況等も踏まえ、多様な被害者がためらうことなく相談できる体制の整備、法定協議会の活用等も含めた配偶者暴力相談支援センター、警察、児童相談所、民間団体、医師会や医療関係者、法テラス等の連携の強化等に取り組む。
- ・被害者支援の一環としての加害者プログラムについて、都道府県等の担当者等の理解促進のための研修や交付金等により、各地域における実施を推進する。

○「相手の同意のない性的な行為は性暴力」であること等の認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力の根絶のための取組や被害者支援を強化する。

- ⇒・こども、若年層、男性等を含む多様な相談者が利用しやすいよう、都道府県等への交付金等により、ワンストップ支援センターの運営の安定化、相談員の支援能力・専門性の向上や様々な相談方法の活用を図るとともに、こども・若者の性被害防止に向けた総合的な対策を推進する。
- ・改正刑法の施行後の適用状況を的確に把握するとともに、附則規定に基づく被害申告の困難さ等の性的な被害の実態に係る調査の速やかな実施に向け、着実に検討を進める。

## (3) 困難な問題を抱える女性への支援

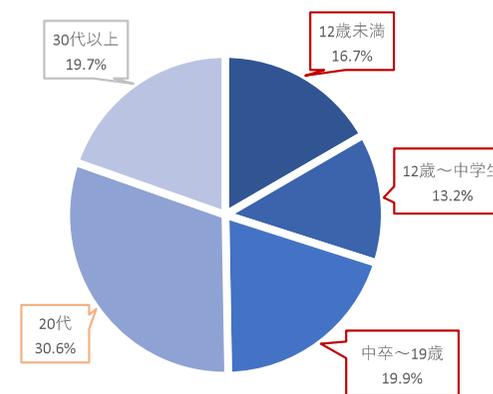
○令和6年4月に施行された女性支援新法に基づき、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、包括的な支援を実施する。

- ⇒・女性相談支援センターや女性自立支援施設の機能強化、女性相談支援員の人材の養成・処遇改善、民間団体と地方公共団体との協働等を推進する。

## (4) 生涯にわたる健康への支援

- ・生理の貧困への対応、フェムテックの推進と更なる利活用、緊急避妊薬の利用に向けた検討、スポーツ分野における女性の参画・活躍、女性医師に対する支援等を推進する。
- ・女性の健康ナショナルセンター（仮称）における診療機能の充実を図る。また、同センターを中心として、女性の生涯にわたる健康課題に関わる研究等に取り組むとともに、「ジェンダード・イノベーション」を推進し、性差に応じ更年期などにおける健康を支援する取組を推進する。（総合対策の確立）
- ・医療従事者（内科、精神科（うつ）、整形外科（骨粗鬆症）等）に対する女性の健康課題に関する研修・啓発の実施、プレコンセプションケアなど、性差に応じた健康を支援するための取組を推進する。

ワンストップ支援センターへの相談者の被害時の年齢



(備考) 1. 内閣府「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」報告書（令和5年3月）より作成  
2. 令和4年6月～8月の相談者のうち、年代が不明の者を除いた場合の割合としている。

## IV 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化 ～あらゆる分野の政策・方針決定過程に参画する女性人材の育成～

### (1) 男女共同参画の視点に立った政府計画の策定等の推進

- ・あらゆる分野の政策・事業の計画等において、男女別の影響やニーズの違いを踏まえた検討・立案を行う。その前提として、男女の性差を考慮するとともに、関連するデータの男女別の把握に取り組む。
- ・あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。

### (2) 政治・行政分野における男女共同参画の推進

- ・女性の政治参画への障壁について、より実態に即した把握に資するよう、政治に参画する上での課題等についてより詳細な調査を行い、その結果に基づき周知・啓発を行う。
- ・地方議会における女性の政治参画に資する先進的な取組事例を横展開する。（再掲）
- ・各府省において、各役職段階に占める女性の割合に関する数値目標を定める。目標や取組内容、実施状況については、各府省において公務員を志望する女性等に分かりやすい形で公表する。

## 「第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」のテーマ・目標・取組項目

4つのテーマと9つの目標を定め、男女共同参画を推進するため**重点的に取り組む項目を設定**した。

### テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

#### 【目標1】男女共同参画への理解促進

- (1) 男女共同参画に関する理解と共感を高めるための普及啓発活動
- (2) 男女共同参画に関する地域活動や社会活動をおこなっている団体への支援
- (3) 男女共同参画の視点でのメディア・リテラシーの向上 **【重点項目】**

#### 【目標2】子どもの頃から男女平等の推進

- (1) 家庭、学校、地域が連携し、性別による固定的役割分担意識にとらわれず個性を伸ばす施策の実施
- (2) 子どもの頃から各世代にわたっての男女平等を推進する教育・学習の実施 **【重点項目】**

### テーマ2 男女がともに活躍できる環境づくり…「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画

#### 【目標3】働く場における女性の活躍推進

- (1) ワーク・ライフ・バランスの理解と取組の推進
- (2) ライフステージに応じた育児・介護支援の充実
- (3) 男性の家事・育児・介護への参画促進 **【重点項目】**
- (4) 女性の職域拡大と管理職への登用の促進 **【重点項目】**
- (5) 雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保
- (6) 農林水産業や商工業等に女性が参画しやすい環境の整備

#### 【目標4】地域・社会活動における男女共同参画の推進

- (1) 議会や審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進
- (2) 性別に関係なく地域・社会活動に参画できる機会の確保

### テーマ3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶…「DV防止法」に定める市町村基本計画

#### 【目標5】男女間の暴力の発生を防ぐ環境整備

- (1) 性犯罪・性暴力を許さない環境整備 **【重点項目】**
- (2) 暴力の防止に向けた関係機関の連携

#### 【目標6】被害者に対する支援の推進

- (1) 被害者が安心して相談できる体制づくり **【重点項目】**
- (2) いつでも、どこでも、だれでも相談できる環境整備

### テーマ4 安全・安心に暮らせる社会づくり

#### 【目標7】乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援

- (1) 生涯を通しての健康づくり
- (2) 地域包括ケアシステムの充実

#### 【目標8】だれもが安心して暮らせるまちづくり

- (1) 高齢者・子ども・障がい者・生活困窮者等への支援
- (2) 外国人住民等への支援
- (3) 性的マイノリティに関する理解促進 **【重点項目】**

#### 【目標9】男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

- (1) 防災に関する政策及び方針決定過程における女性参画の推進
- (2) 女性の視点を取り入れた災害対応力の強化 **【重点項目】**